

高校・大学・専門学校等への進学希望者・在学生のための
奨学金制度あれこれ

令和5年9月
堺市教育委員会

も く じ

1 奨学金制度って？	1
2 こんな場合どうするの？(Q&A)	2
3 日本学生支援機構(JASSO)の奨学金(給付型と貸与型)	11
4 堺市奨学金制度のお知らせ	15
5 高等学校等奨学のための給付金制度について	16
6 「市民税・府民税所得割額」の確認方法	24
7 高等学校の授業料について	25
8 所得判定について	28
9 高等学校・大学等における1年次納付金参考例	30
10 奨学金制度一覧表	32
11 民間の教育ローンの概要	39
12 堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度・ 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付制度についての問合せ先	41
13 制度等の紹介ホームページ	42

奨学金制度って？

奨学金制度とは、経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう支援していく制度で、先輩奨学生から返還されたお金を財源としており、新たな奨学生に貸与していく制度です。

奨学金には、日本学生支援機構、大阪府育英会奨学金などがあります。また、家庭事情に応じて母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付や、生活福祉資金貸付などの制度もあります。奨学金は、子どもたちの夢や希望を実現させ、将来の地域や社会を担う人づくりを支援するためのものです。

この冊子をよくご覧になって、これらの制度について十分に理解し、有効に活用していただきたいと思います。

相談窓口

堺市教育委員会 学校管理部 学務課

堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所高層館9階 北側

電話 072-228-7485

堺市人権ふれあいセンター 総合生活相談

堺市堺区協和町2-61-1

堺市立人権ふれあいセンター3階

電話 072-245-2530

こんな場合どうするの？（Q&A）

教育費について

Q1 進学する場合どのような費用が必要ですか。

A1 ◆ 高等学校・専修学校高等課程の場合（参考 P30）

○ 入学するまでに必要な費用

初めに、高等学校等を受験するための入学検定料が必要となります。合格してからは、入学するまでの間に、入学金、制服代、教科書代などを納付する必要があります。

※私立高等学校・専修学校高等課程の場合は、上記の他に施設費や授業料及び生徒会費などを一部前納しなければならないところもあります。

○ 入学後に必要な費用

入学してからは、生徒会費、PTA 会費、施設費、修学旅行積立金などを納付する必要があります。授業料については、公立高等学校は、P25をご参照ください。私立高等学校は、P26～27をご参照ください。

※国の就学支援金・府の授業料支援補助金の手続きや、授業料との差引き、還付の方法についての問合せ先は、進学先の高等学校等です。

※就学支援金・授業料支援補助金の支給期間は、ともに修業年限分で、全日制高等学校では3年間（36か月）、定時制・通信制高等学校では4年間（48か月）とされています。

◆ 大学・短期大学・専修学校専門課程の場合（参考 P31）

○ 入学するまでに必要な費用

高等学校等と同様に受験するための受験料が必要となります。合格してからは、入学するまでの間に、入学金、授業料の前期分、教育充実費、同窓会費、後援会費などを納付する必要があります。

専修学校の場合は、1年間にかかる費用を入学するまでに全額納付しなければならないところもあります。

○ 入学後に必要な費用

入学してからは、後期の授業料、施設設備費、実習費などを納付する必要があります。納付方法については、前期と後期に分かれている場合がほとんどです。

なお、大学等の学校納付金は、学校や学科によって異なります。詳しくは、募集要項などで確認できます。

- ◇ 日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補者となった人は、進学時に進学先の学校へ授業料等の減免を申請することで、住民税非課税世帯の人は、下記の上限額までの授業料と入学金の減免を、住民税非課税世帯に準ずる世帯（P11 参照）の人は、下記の上限額の「3分の2」または「3分の1」までの授業料と入学金の減免を受けられます。

※給付型奨学金と同じ学業成績や経済状況の要件があります。

※高等専門学校の場合は、第4学年への進級時に、授業料等減免の申請を行ってください。

	授業料等減免の上限額（年額）		（住民税非課税世帯の学生）	
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短期大学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

Q2 多額の教育費をどのように準備すればいいでしょうか。

A2 進学のために計画的に積み立ててこられた貯蓄や現在の家計収入で、必要な教育費を賄うことができれば、それが一番です。

しかし、さまざまな家庭事情や経済的理由によって準備が困難な場合には、授業料の減額や免除の制度を利用することができます。

それでも不足する場合には、あわせて奨学金制度や国の教育ローンを有効に活用することを考えてみてください。

奨学金について

Q1 奨学金を利用して、高等学校や大学等に進学したいのですが、利用できる制度にはどのようなものがありますか。

A1 高等学校や専修学校高等課程への進学に利用できる奨学金として、大阪府育英会の奨学資金があります。また、大学や短大、専修学校専門課程、高等専門学校、大学院への進学に利用できる奨学金として、日本学生支援機構の奨学金があります。

これらの奨学金のほかにも、家庭状況等に応じて母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（※1）や生活福祉資金貸付制度（※2）、あしなが奨学金、交通遺児育英奨学金などがあり、いずれも無利子または、低利率の有利子で進学・修学する生徒本人又は保護者に貸し付けるものです（P32～P38）。

一部の奨学金には給付型のものもあります。日本学生支援機構の給付奨学金については、P11～12 をご参照ください。

このほか、必要な教育資金を貸し付ける日本政策金融公庫等の教育ローン（P39）があります。弁済資力に関する要件などの借入条件や貸付限度額などをよく調べた上で、利用

するようにしてください。

進学先によっては学校独自の奨学金等制度を設けているところもあります。

※1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

問合せは、各区保健福祉総合センター子育て支援課（P41）

※2 生活福祉資金貸付制度…教育支援資金の申込みは入学決定後随時・就学支度費の申込みは入学年の4月末が期限。問合せは、堺市社会福祉協議会（堺市総合福祉会館内）（P41）

Q2 自己破産したのですが、奨学金等の制度を利用できますか。

A2 日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金を利用することができます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度については、状況により異なりますので、詳しくはそれぞれの担当窓口（P41）にご相談ください。

高等学校や大学等に在学中の場合は、授業料減免制度があるかどうか、学校にご相談ください。

Q3 奨学金は誰でも受けることができますか。

A3 それぞれの奨学金制度によって対象となる奨学生の条件が異なります。主な条件としては、家庭の収入状況や本人の学力あるいは学業継続の見込みなどですが、条件を満たしていれば誰でも受けることができます。

ただし、奨学金の中には予算により定員枠があるものもあります。そうした場合、より困難な状況にある人から優先的に採用されるのが一般的です。

Q4 複数の奨学金を受けることはできますか。

A4 重複して利用することを認めている奨学金制度と認めていない奨学金制度があります。それぞれの制度を十分確認する必要があります。

詳細については、学校または堺市の相談窓口（P1）のいずれかにお問い合わせください。

Q5 申込手続きはどうしたらいいですか。

A5 日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金の申請については、予約申請と在学申請があります。

日本学生支援機構奨学金制度の大学（短大、専修学校専門課程を含む）予約申込みは、給付型・貸与型ともに必要書類を高等学校等在籍校に提出し、インターネット（スカラネット）で申込みを行います。また、日本学生支援機構へマイナンバーの提出が必要です。

大阪府育英会奨学資金制度の高等学校（専修学校高等課程を含む）予約申込みは、9月頃に中学校等在籍校で行います。

いずれも申込時期は各学校が定める期間となっています。申請を希望される場合は、事前に必ず在籍校または出身校で詳細をご確認ください。

予約申請しなかった場合、進学後に進学先の学校を通じて、在学申請することもできますが、入学後に入学資金の貸付を申し込むことはできません。

また、民間団体の奨学金などでは直接手続きをしなければならないこともあります。学校の窓口に案内がきていることも多いので、まずは学校に尋ねてみてください。

なお、学校で説明会がある場合は、是非参加してください。

各奨学金制度には申込期間が定められています。これを逃すと申込みができませんので、十分注意をしてください。

Q6 今は進学するか、就職するか、迷っています。また、進学するにしても、国公立か私立かも決めていません。どうすればいいでしょうか。

A6 進学する可能性があるなら、教育費をどのように手当てするか計画を立てておくことが大切です。

日本学生支援機構や大阪府育英会では、奨学金の予約申請制度があります。進学するかどうか、または、進学先をどこにするか迷っている場合でも、あらかじめ手続きをすることができます。在籍している学校を通じて申請してください。奨学生としての採否は入学までに決まります。採用された場合、申請内容に応じて奨学金の給付・貸与が受けられます。ただし、進学後に所定の手続きが必要ですので、進学先からの指示に従ってください。

なお、進学しない場合や、借りる必要がなくなった場合には、辞退することができます。

Q7 日本学生支援機構奨学金の予約申請で不採用となった場合、再度申請はできますか。

A7 日本学生支援機構では、予約申請で不採用になっても、進学した学校で4～5月にかけて在學生（1年生）としての申請をすることができます。

Q8 過年度生や、高等学校卒業程度認定資格を取って大学等へ進学する場合も、日本学生支援機構奨学金の予約申請はできますか。

A8 高等学校等を卒業後2年以内であれば、出身校で予約申請の手続きができます。出身校へお問合せください。

高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」という）の合格をもって、大学等へ進学する場合、高卒認定試験受験資格取得年度（16歳となる）の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していない人、及び高卒認定試験合格者となった年度の末日から2年を経過していない人または当年度合格見込みの人は申請できます。高等学校等に在籍していない人は直接日本学生支援機構へ直接申込みとなります。申込資料をインターネットか下記のお問合せ先にFAXまたは郵送で請求してください。

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課 予約採用係

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 FAX 03-6743-6670

TEL 03-6743-6704 ※高卒認定試験合格者等向けの専用番号です。（その他の問い合わせは不可）

Q9 家計維持者の失職、病気や災害等により、急に家計が苦しくなった場合、どうすればいいですか。

A9 高等学校においては、家計急変に対応する授業料支援（P25、P26）や奨学のための給付金（P18、P21）があります。

日本学生支援機構には、給付奨学金家計急変採用、第一種奨学金緊急採用（無利子）、第二種奨学金応急採用（海外の大学・大学院対象）があります。また、大阪府育英会でも家計急変に対応して緊急採用の制度があります。

また、在籍校または進学先で授業料減免制度があるかどうか、一度ご相談ください。

Q10 奨学金はいつ貸与または給付されますか。

A10 予約申請した日本学生支援機構や大阪府育英会奨学資金については、進学先で正式手続を終えた後、貸与されることとなります。

日本学生支援機構の場合は、入学後の進学届の手続き時期により、4～6月に1回目の貸与または給付額が本人の指定する金融機関の口座に振り込まれます。その後は月額貸与または給付分が毎月口座に振り込まれます。

大阪府育英会の場合、入学時増額奨学資金の振り込みは、専願（私立）で2月中旬以降、併願・国公立で3月上旬以降に、口座に振り込まれます。奨学資金の振込み（1回目）は、予約採用者及び前年度からの継続奨学生に対しては5月下旬、在学採用者に対しては7月中旬となります。その後、貸付年額に応じて年1～3回に分けて口座に振り込まれます。

Q11 入学手続き時に授業料（前期分）などを支払うこととなっています。支払日までに奨学金の貸与が間に合いません。どうしたらいいですか。

A11 計画的に積み立ててこられた貯蓄や家計収入で納めることができれば一番いいのですが、納められない場合は、奨学金が貸与されるまでの間、日本政策金融公庫の国の教育ローン、近畿労働金庫の奨学生入学金融制度を利用することができます。

なお、奨学金貸与が内定している場合は、授業料の分納や支払期限の延長などを考慮してくれる学校もありますので、在籍校または進学予定の学校に相談してみてください。

また、堺市にも相談窓口（P1）があります。

Q12 奨学金制度と、教育ローンの違いは何ですか。

A12 奨学金制度は、進学する本人を対象としており、定められた修業期間中に一定の奨学金が定期的に貸与または給付され、貸与の場合は、卒業後に本人が返還していく制度です。それに対して教育ローンは、進学する本人の保護者を対象としており、入学金などのまとまった教育資金の貸付が受けられます。

返還期間や審査基準、金利の有無などそれぞれの制度に違いがありますので、よく確認してご活用ください。

Q13 海外留学のための奨学金制度はありますか。

A13 日本学生支援機構には、日本の高等学校を卒業後、海外の大学に進学する留学生に対する「海外留学生のための奨学金制度」があります。在籍している学校で相談してください。なお、日本学生支援機構ホームページに「留学生支援」のページがあります。

このほかにも、日本政策金融公庫の国の教育ローン、堺仁徳ライオンズクラブ奨学金などもあります。詳細については各ホームページをご参照ください。

Q14 外国籍の人は申し込めますか。

A14 各種奨学金によって違いがあります。たとえば日本学生支援機構では、給付型の場合、在留資格が(1)法定特別永住者(2)「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人(3)「定住者」であって、将来永住する意思がある人には、申込資格があります。貸与型の場合は在留資格によって申し込みができない場合がありますので学校にお問合せください。

また、朝鮮奨学会奨学金や韓国教育財団等の奨学金は給付制で、返還の必要はありません。その他の奨学金については、奨学金制度一覧表(P32~P38)で確認してください。

入学資金について

Q1 入学時に必要な資金が不足する場合、どのような制度がありますか。

A1 高等学校進学の際には、大阪府育英会の入学時増額奨学資金貸付制度があります。また、大学や短大、専修学校専門課程、高等専門学校、大学院への進学の際には、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金制度(有利子)があります。

このほか、家庭の状況に応じて、ひとり親家庭を対象とした母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度(就学支度資金)、生活保護世帯や府・市町村民税の非課税世帯等を対象とした生活福祉資金貸付制度(教育支援資金 就学支度費)、あしなが奨学金、交通遺児育英奨学金などもあります。

その他にも、日本政策金融公庫の国の教育ローンや各種金融機関の教育ローン、また、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金が貸与されるまでのつなぎ融資として、近畿労働金庫の奨学生入学金融融資制度やヒューファイナンスおおさかの入学準備資金融資もあります。なお、これらはすべて有利子です。

詳しくは奨学金制度一覧表(P32~P38)を、教育ローンについてはP39をご参照ください。

Q2 入学資金貸付を受けるためには、いつ申し込めばいいですか。

A2 大阪府育英会 高等学校等入学時増額奨学資金貸付制度は、9月頃に奨学資金と一緒に募集するようになっています。申込みは、在籍する中学校で行います。申込期間は各学校が定める

期間となっていますので、必ず中学校へご確認ください。

日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金制度は、第一種または第二種奨学金を申し込む際に、同時に申請を行います（P 4のQA5を参照）。

また、日本政策金融公庫の国の教育ローン、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度については、随時の受付となっておりますが、すでに学校に納付した費用は対象にならないこともあります。

詳細については、学校または堺市の相談窓口（P 1）のいずれかに相談してください。

Q3 申請した入学資金は、いつ貸与されますか。

A3 入学資金等の貸与には、進学しようとする学校の合格を証明する書類が必要となります。

大阪府育英会の高等学校等入学時増額奨学資金貸付制度の場合、合格発表後、書類提出による借入手続きの完了から概ね10日以内に貸与されます。

大学等への進学の場合、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金は、1回目の奨学金貸与時期にあわせての貸与となります。したがって、入学前の入学金等の納付には間に合いません。その分の資金が不足する場合は、つなぎ融資の活用などがあります。学校または堺市の相談窓口（P 1）にご相談ください。

家庭の状況に応じて活用できる母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や生活福祉資金貸付制度については、入学金等の納付締切日を確認のうえ、事前にそれぞれの窓口（P 41）に相談しておくことが必要です。

返還について

Q1 借りた奨学金を返す方法は、どのようになっていますか。

A1 日本学生支援機構、大阪府育英会ともに、卒業後に分割で返せばよいことになっています。

それぞれの奨学金制度により定められた期間・方法がありますので、それに従ってください。

日本学生支援機構、大阪府育英会においては、卒業後6か月を経過した後に、貸与額に応じて返還が始まります。

なお、高等学校のときに奨学金を利用し、その後大学等に進学した場合、大阪府育英会に届け出ることにより、大学等の卒業まで返還が猶予されます。

また、日本学生支援機構の第一種奨学金の返還については、予約採用申込時に「定額返還方式」と、所得に応じて毎月の返還額が変動する「所得連動返還方式」のどちらか1つを選択することとなっています。「所得連動返還方式」を選択した場合、保証制度は「機関保証制度」となり、自らが依頼する保証人及び連帯保証人の制度である人的保証は選択できません。

奨学生から返還されたお金は、新たな奨学生のための資金となり、奨学金制度を将来にわたって維持するための大切な財源となります。奨学金を利用する場合は、返還することも念頭において必要額がいくらかよく考え、必ず計画的に返還していきましょう。

☆日本学生支援機構の返還例

第一種奨学金（無利子）

在学採用・1年次から卒業まで貸与した場合（定額返還方式）

		貸与月額 (自宅通学) 円	貸与月数 月	返還総額 円	月賦金額 円	返還回数 (年)
大学	国公立	45,000	48	2,160,000	12,857	168 (14)
	私立	40,000		1,920,000	12,307	156 (13)
		54,000		2,592,000	14,400	180 (15)
短期大学 専修(専門) 2年課程	国公立	45,000	24	1,080,000	7,500	144 (12)
	私立	40,000		960,000	8,000	120 (10)
		53,000		1,272,000	8,833	144 (12)
専修学校 (専門課程) 3年課程	国公立	45,000	36	1,620,000	10,384	156 (13)
	私立	40,000		1,440,000	9,230	156 (13)
		53,000		1,908,000	12,230	156 (13)

国公・私立、自宅・自宅外共通	20,000	24	480,000	4,444	108 (9)
	30,000		720,000	6,666	108 (9)
	20,000	48	960,000	8,000	120 (10)
	30,000		1,440,000	9,230	156 (13)

※2017年度以降、新たに第一種奨学金の奨学生として採用された人については、これまでの返還方式である「定額返還方式」に加え、所得に応じた返還方式である「所得連動返還方式」が選択可能です。

第二種奨学金（有利子）（在学中無利息）

大学学部（貸与月数48月）の場合

貸与月額	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返還回数
2万円	960,000	1,008,663	8,405	120 (10)
3万円	1,440,000	1,533,233	9,827	156 (13)
4万円	1,929,000	2,044,327	13,104	156 (13)
5万円	2,400,000	2,578,053	14,322	180 (15)
6万円	2,880,000	3,107,328	16,183	192 (16)
7万円	3,360,000	3,673,222	16,110	228 (19)
8万円	3,840,000	4,216,365	17,568	240 (20)
9万円	4,320,000	4,743,443	19,736	240 (20)
10万円	4,800,000	5,270,480	21,960	240 (20)
11万円	5,280,000	5,797,558	24,156	240 (20)
12万円	5,760,000	6,324,618	26,352	240 (20)

短期大学・専修学校専門課程（貸与月数24月）の場合

貸与月額	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	月賦金額 (円)	返還回数
2万円	480,000	502,070	4,648	108 (9)
3万円	720,000	753,136	6,973	108 (9)
4万円	960,000	1,008,663	8,405	120 (10)
5万円	1,200,000	1,272,054	8,834	144 (12)
6万円	1,440,000	1,553,233	9,827	156 (13)
7万円	1,680,000	1,796,686	10,694	168 (14)
8万円	1,920,000	2,044,327	13,104	156 (13)
9万円	2,160,000	2,310,044	13,750	168 (14)
10万円	2,400,000	2,578,053	14,322	180 (15)
11万円	2,640,000	2,835,867	15,755	180 (15)
12万円	2,880,000	3,107,328	16,183	192 (16)

※2023年3月末貸与修了者の利率0.905%（利率固定方式）で貸与されたものと計算しています。

※利率の上限は3.0%です。

☆大阪府育英会の返還例

- ・高等学校等を卒業後、6か月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。
 - (1) 入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合
 - ・返還月額 4,000円 (返還年額 48,000円) 返還期間 5年3か月
 - (2) 奨学資金のみ「30万円」を借りた場合
 - ・返還月額 8,000円 (返還年額 96,000円) 返還期間 3年2か月
 - (3) 入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」の「総額55万円」を借りた場合
 - ・返還月額 10,000円 (返還年額 120,000円) 返還期間 4年7か月

Q2 返還金を滞納すると、どうなりますか。

A2 本来返還すべき時期にきちんと返還されないと、延滞した期間に応じて延滞金がかかります。借用人が返還しなければ、連帯保証人に請求されます。また、長期にわたる悪質な滞納者に対しては、法的な措置をとり給与の差し押さえなど強制執行を行う場合があります。

〈日本学生支援機構の延滞金〉

日数に応じて年3%

〈大阪府育英会の延滞金〉

滞納した額に対して滞納期間に応じ、年8.9%

Q3 返還が困難になった場合に返還猶予や返還免除が受けられますか。

A3 進学した場合や卒業後、災害又は傷病、その他やむを得ない事由によって返還できなくなった場合は、申請によって返還方法の変更や1年単位で返還が猶予される場合もあります。滞納する前に必ず「返還猶予」の手続きについて、各機関にご相談ください。

本人が死亡又は心身に障害があるため、将来にわたって返還ができなくなった場合には、申請によって全額又は、一部の返還が免除されるものもあります。

日本学生支援機構においては、貸与終了後に日本学生支援機構に願い出ることにより、返還中の各種制度があります。

- ・減額返還…病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を1/2または1/3にする制度です。その分の返還期間は2倍または3倍になります。返還が困難になっても少しずつ返還ができる制度です。
- ・返還期限の猶予…病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、返還を待ってもらう制度です。返還期日が先延ばしになります。貸与終了後に引き続き在学する場合や、別の学校に在学する場合も、願い出ることにより返還期限が猶予されます。猶予期間中は無利息です。
- ・返還免除…本人が死亡または精神・身体の障害により労働能力を喪失した場合、返還未済額の全部または一部が免除される制度です。

大阪府育英会においては、連絡・相談することにより、返還方法の変更(減額)や返還を猶予することができます。

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金

給付型奨学金

1. 対象となる学校種

- 大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専門学校（専修学校専門課程）
 ※国又は自治体から対象校としての確認を受けた学校のみ
 ※海外大学は対象外

2. 申込資格……次の（1）か（2）のいずれも満たす人

- （1）初めて高校等（本科）を卒業予定又は卒業後2年以内の人
 （2）日本国籍を有する者又は外国籍の人で将来永住する意思がある人

3. 選考の基準

（1）学力基準……次の①・②のいずれかを満たす人

- ①高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上
 ②①に該当しない場合は、レポートの提出や学校における面談により、学修意欲等が認められること

（2）家計基準……次の①・②の両方を満たす人

- ①収入基準 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

支援区分	年収の目安
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	約270万円以下
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約300万円以下
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約380万円以下

- 学生等本人と生計維持者の所得を合計します。
- 年収の目安は両親、本人、中学生の4人世帯を想定しています。
- 所得要件の確認は原則として提出されたマイナンバーによりJASSOが確認します。

【参考】収入・所得の上限額の目安

(例)会社員

(例)自営業者

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯(年収)			(★)が給与所得者以外の世帯(所得)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、親①(★)	207	298	373	135	192	245
3人	本人、親①(★)、中学生	221	298	373	147	196	250
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、中学生	271	303	378	182	212	287
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100

- 表中の数字は目安の金額です。各種保険料の支払状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

- ②資産基準 本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること（生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円）

4. 給付金額

(1) 大学・短期大学・専門学校（専修学校専門課程）

区分	国公立		私立		通信制
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200 円 (33,300 円)	66,700 円	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円	51,000 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円	34,000 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円	17,000 円

- 生活保護世帯、児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。
- 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。

(2) 高等専門学校（4・5年生）

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500 円 (25,800 円)	34,200 円	26,700 円 (35,000 円)	43,300 円
第Ⅱ区分	11,700 円 (17,200 円)	22,800 円	17,800 円 (23,400 円)	28,900 円
第Ⅲ区分	5,900 円 (8,600 円)	11,400 円	8,900 円 (11,700 円)	14,500 円

- 生活保護世帯、児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額となります。
- 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。

5. 申込方法

進学する前年度に在籍する高等学校等を通じて申込み。

進学先の大学等を通じて申し込む在学募集の実施も有り。

6. 進学後の手続き

(1) 進学後、「進学届」を提出します。

(2) 進学先の学校で別途手続きを行うことで、大学等における授業料及び入学金減免も併せて対象となります。

(3) 適格認定

(家計) 奨学金支給期間中、毎年、JASSO がマイナンバーを利用して家計要件を確認し、10月に家計基準の支援区分の見直しを行います。

(学業成績等) 在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が JASSO に報告されます。要件に満たない場合には支援が打ち切られることとなります。

貸与型奨学金

1. 対象となる学校種

大学院・大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専門学校（専修学校専門課程）

2. 貸与奨学金の種類・基準

	第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
利息	無利息	利息付 (在学中は無利息)	利息付 (在学中は無利息)
貸与方法	奨学生本人名義の普通預金・ 通常貯金口座への毎月振込		第一種又は第二種奨学金の 初回の振込時に 増額して振込（1回限り）
基準	特に優れた学生等で 経済的理由により 著しく 修学困難な人	優れた学生等で 経済的理由により 修学困難な人 〔第一種奨学金より ゆるやかな基準〕	日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」を申込み 審査が通らなかった人 〔申込時の家計収入が一定額以下の 場合は、「国の教育ローン」の申込 手続きを省略可〕

第一種と第二種奨学金の両方の貸与（併用貸与）も可能

単独での利用はできません

3. 申込資格……次の（1）か（2）のいずれかを満たす人

- (1) 3月に高等学校等を卒業予定の人
- (2) 高等学校等を卒業後2年以内の人

4. 選考の基準

学力基準	第一種	次の①・②のいずれかに該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等 ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上 ②①に該当しない場合は、レポートの提出や学校における面談により、学修意欲等が認められること ②住民税（市区町村民税所得割）が非課税世帯の人、生活保護受給世帯の人、社会的養護を必要とする人（児童養護施設在籍者等）であって、大学等における学修に意欲がある
	第二種	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等
	併用貸与	第一種奨学金の学力基準と同様
家計基準	第一種	次の①・②のいずれかに該当する ①生計維持者（父母）の年収が第一種奨学金の収入基準額以下である（目安参照） ②住民税（市区町村民税所得割）が非課税世帯の人、生活保護受給世帯の人、社会的養護を必要とする人（児童養護施設在籍者等）
	第二種	生計維持者（父母）の年収が第二種奨学金の収入基準額以下である（目安参照）
	併用貸与	生計維持者（父母）の年収が第一種・第二種併用貸与の収入基準額以下である（目安参照）

家計基準の収入・所得の上限額の目安

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯(年収)			(★)が給与所得者以外の世帯(所得)		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	本人、親①(★)	761	1,166	706	546	893	500
3人	本人、親①(★)、親②(無収入)	716	1,133	661	536	879	489
4人	本人、親①(★)、親②(※)、中学生	803	1,250	743	552	892	506
5人	本人、親①(★)、親②(※)、中学生、小学生	905	1,334	841	629	958	585

※親②は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円をしています。

5. 貸与金額

奨学金の種類等		進学先		大学			
				国公立		私立	
				自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 (※)	最高月額		45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円	
	最高月額 以外の月額			40,000 円	40,000 円	50,000 円	
			30,000 円	30,000 円	30,000 円	40,000 円	
			20,000 円	20,000 円	20,000 円	30,000 円	
第二種奨学金		20,000 円～120,000 円 (10,000 円単位)					
入学時特別増額貸与奨学金		100,000 円～500,000 円 (100,000 円単位)					

奨学金の種類等		進学先		短期大学・専門学校(専修学校専門課程)・高等専門学校(4・5年生)			
				国公立		私立	
				自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 (※)	最高月額		45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円	
	最高月額 以外の月額			40,000 円	40,000 円	50,000 円	
			30,000 円	30,000 円	30,000 円	40,000 円	
			20,000 円	20,000 円	20,000 円	30,000 円	
第二種奨学金		20,000 円～120,000 円 (10,000 円単位)					
入学時特別増額貸与奨学金		100,000 円～500,000 円 (100,000 円単位)					

(※) 給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。

6. 申込方法

進学する前年度に在籍する高等学校等を通じて申込み。

進学先の大学等を通じて申し込む在学募集もあり。

ただし、在学募集時は、入学時特別増額貸与奨学金の申込は不可。

7. 貸与奨学金の返還

奨学金の返還は卒業後、6 カ月を経過した後、口座引き落としにより始まります。毎月の返還額・返還期間は、選択した返還方式等により異なります。

第一種奨学金は「定額返還方式」と「所得連動返還方式」のどちらか 1 つを選択します (P8～P9 参照)。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は「利率固定方式」と「利率見直し方式」のどちらか 1 つを選択し、選択した利率の算定方法により、貸与が終わるときに利息が決定します。

堺市奨学金制度のお知らせ

※以下の説明は令和5年度のものであります。

堺市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。
この奨学金は、みなさまからの寄附金などを積み立てた「奨学等基金」により成り立っています。

1. 対象となる方

次の(1)～(2)の要件をすべて満たす方

(1) 令和5年7月1日時点で、次の学校のいずれかに在学し、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒であること。

- ① 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校の1年生(※)
 - ② 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業年限が2年以上の高等課程に限る)の1年生(※)
 - ③ 特別支援学校高等部(専攻科を除く)の1～3年生
- (※) ただし、令和5年度入学した者に限る

(2) 令和4年分(令和4年1～12月)の保護者等(親権者全員)の合計所得額が、下表の基準額以下の世帯であること。

ただし、上記(1)①、②の方の内、生活保護(生業扶助)受給世帯又は府民税所得割額と市民税所得割額の合算額が0円(非課税)で、大阪府が実施する「奨学のための給付金」の対象となる世帯は「堺市奨学金」の対象とはなりません。なお、「奨学のための給付金(前倒し給付)(家計急変)」を受給する場合も「堺市奨学金」の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

(基準額表) ※この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって多少異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	208万円	252万円	282万円	333万円	368万円

2. 給付金額 **32,000円(一括支給)**

12月頃に結果通知を発送します。

3. 選考人数 **480名(経済的に困窮度の高い順に決定します)**

4. 申請期間 **7月3日(月)～12日(水)**

区役所での申請は土・日除く9時～17時15分

5. 申請方法 下記いずれかの方法にて申請してください。

◆電子申請システム

◆郵送

ホームページより申請書をダウンロード(7月3日から可能)し、必要事項を記入のうえ、学務課(〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1)へ。7月12日消印有効

◆各区役所 企画総務課窓口(西区役所は総務課、南区役所は区政企画室)

(持ち物) ① 生徒本人及び保護者の印鑑(ただし、本人が署名する場合は不要)

※朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座のわかるもの(通帳等)

※採用後に口座を開設していただいても結構です。

<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL: 072-228-7485 FAX: 072-228-7256

高等学校等奨学のための給付金制度について（国公立）

※以下の説明は令和5年度のものであります。

【通常申請】

■ 制度の概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

■ 支給の要件

令和5年7月1日時点において、次の①～⑥の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和5年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）**、又は**生活保護（生業扶助）**受給世帯であること
- ② 保護者等が、**大阪府内に住所を有していること**（※）
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則令和5年7月1日現在において休学していないこと
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※ 大阪府外に在住している場合はお住いの都道府県にお問合せください。

保護者等のうち一方が大阪府内に、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ他の都道府県に対して申請しない場合に限り大阪府に申請できます。

保護者等の一方が大阪府内に在住していても、もう一方が海外に在住している場合は対象外です。

◇ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。

■ 給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	32,300円		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 区分3のa・bに該当する兄弟姉妹のいない生徒	117,100円	50,500円	
3	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が、a・bのいずれかに該当する場合（※1※2） a 高等学校等に在学する兄・姉 b 中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない平成12年7月3日から平成20年4月1日生まれの兄弟姉妹	143,700円		

※1 年齢及び扶養者の状況は、令和5年7月1日時点で判断します。扶養の状況は健康保険証等により、判断します。

※2 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。（保護者等は就学支援金の考え方と同じです。）

■ 申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、学校の定める日までに手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。受給申請書を学校で配付しますので高等学校等の事務室に提出してください。

■ 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、12月末までに指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺した残額が振り込まれます。

【新入生に対する前倒し給付】

■ 制度の概要

新入生のうち希望者に対して、**奨学のための給付金の年額の 1/4(4~6 月分)を早期に支給します。**

前倒し給付の申請をただけでは年額の 1/4(4~6 月分)しか給付されません。別途 7 月に通常申請を行うことで残りの 3/4(7~翌年 3 月分)を受け取れます。

前倒し給付を申請せず通常申請のみを行うことも可能です。その場合、12 月末頃に年額分がまとめて支給されます。

■ 支給の要件

令和 5 年 4 月 1 日時点において、次の①~⑥の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和 4 年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税 (0 円)**、もしくは**生活保護 (生業扶助) 受給世帯**であること
- ② 保護者等 (親権者全員) が、**大阪府内に住所を有していること** (※)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則令和 5 年 4 月 1 日現在において休学していないこと。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること (大阪府外の国公立高等学校も対象となります。)
- ⑥ 生徒が、令和 5 年 4 月 1 日に高等学校等の第 1 学年に**新入学した生徒**であること

※ **令和 5 年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**、又は令和 5 年 7 月 1 日現在において**生活保護 (生業扶助) 受給世帯**である場合は、**通常申請の支給対象となります。**

※ 保護者等が大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

◇ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

■ 給付金額

区分	対象生徒の区分		給付金額 (年額の 1/4)		
			全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護 (生業扶助) 受給世帯に扶養されている生徒		8,075 円		
2	道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 非課税世帯	区分 3 に該当する兄弟姉妹のいない生徒	29,275 円	12,625 円	
3		生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満で、中学校や高等学校等 (全日制・定時制) に在学していないこと	35,925 円		

※1 年齢及び扶養者の状況は令和 5 年 4 月 1 日現在で判断します。また扶養の状況は健康保険証等により判断します。

※2 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

■ 申請の手続き等

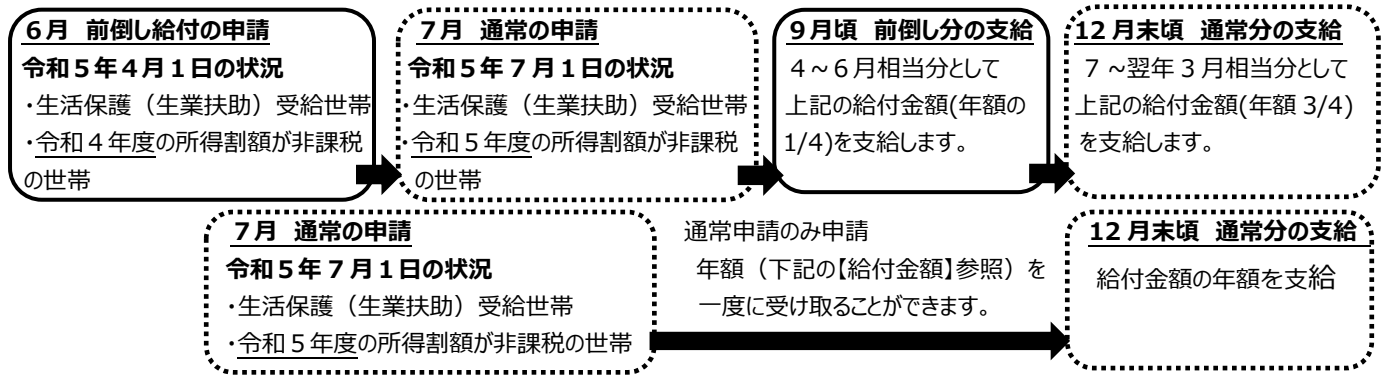
支給を受けようとする保護者等は、学校の定める日までに手続き (受給申請書と添付書類の提出) が必要です。受給申請書を学校で配付しますので高等学校等の事務室に提出してください。

■ 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、9 月頃に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺した残額が振り込まれます。

■申請から支給までの流れ

前倒し給付と通常申請双方に該当する場合



【家計急変世帯への支援】

■制度の概要

家計急変したことにより、保護者等全員の収入が激減した世帯に対して、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

■支給の要件

基準日時点において、次の①～⑧の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等が、大阪府内に住所を有していること (※1)
- ② 家計が急変した事由が負傷や疾病、経営状況の悪化、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職・休職・廃業・収入減少等 (※2)によること
- ③ 保護者等全員の家計急変発生後の収入見込み額から算出される道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当であると認められる世帯であること (※3)
- ④ 令和5年12月1日以前に家計急変した者であること (※4)
- ⑤ 生徒が、国公立の高等学校に在学していること
- ⑥ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ⑦ 原則、生徒が基準日現在において休学していないこと
- ⑧ 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※1 府外在住の場合は、お住いの都道府県へお問合せください。

※2 家計急変事由を証明する書類を学校事務室に確認し提出してください。

※3 家計急変発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込み額を推計します。

所得割合算額の見込が非課税相当となる例

扶養親族の数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約371万円未満
給与収入以外(所得)	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

※4 令和5年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。

■給付金額

家計急変(離職・休職・廃業・収入減少等)した日によって異なります。

給与収入の場合、収入減少した日は、収入が減少し始めた月の給与振込日です。

家計急変した日	基準日 / 支給金額
令和5年7月1日以前	令和5年7月1日 / 年額
令和5年7月2日以降	家計急変した日の翌月1日(家計急変した日が月の1日の場合は当月1日) / 給付年額 ÷ 12か月 × 基準日の属する月から翌年3月までの月数より算出した金額

- ・令和5年7月1日までに発生した家計急変 ⇒ 下表の給付金額
- ・令和5年7月2日以降に発生した家計急変 ⇒ 申請の翌月～翌年3月までの月数に応じて算定した額

対象生徒の区分	年額		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 下の a・b に該当する兄弟姉妹のいない生徒	117,100 円	50,500 円	
② 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学している b 15 歳以上 23 歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していないこと	143,700 円		

- ※ 1 年齢及び扶養者の状況は、健康保険証等により基準日時点で判断します。
- ※ 2 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

■ 申請の手続き等

家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
支給を受けようとする保護者等は、学校の定める日までに手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。

■ 給付金の支給時期等

大阪府教育委員会において審査後、審査結果の通知書の配付及び認定となった者への支給を12月末頃に行います。

【お問い合わせ先】 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
電話:06-6910-8001 fax:06-6910-8005
大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校奨学のための給付金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

高等学校等奨学のための給付金制度について(私立)

※以下の説明は令和5年度のものであります。

【通常申請】

■ 制度の概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■ 支給の要件

令和5年7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の令和5年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること（※）
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和6年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。

◇ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

■ 給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600円		
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	137,600円	52,100円	
3	令和5年度所得割額非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合（※1※2※3） a 兄・姉が高等学校等（全日制・定時制・通信制・専攻科）に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合	152,000円		

※1 働いていないこと。ただし、収入が扶養の範囲内の方は除きます。

※2 年齢及び扶養者の状況は、令和5年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要です。養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

※4 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校（高等課程）、専修学校（一般課程）または各種学校の一部を指します。

■申請の手続き等

※大阪府が認可する学校に通う場合

支給を受けようとする保護者等は、**学校の定める日までに**手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。受給申請書を学校で配付しますので**高等学校等の事務室に提出してください。**

※大阪府以外が認可する学校に通う場合

支給を受けようとする保護者等は、受給申請書を大阪府のホームページからダウンロードするか、令和5年7月10日から令和5年8月31日まで府民お問合せセンター情報プラザにて配架する様式をご使用ください。受給申請書と添付書類を期日までに提出してください。

送付先 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階
大阪府教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 宛

申請期限 令和5年7月10日（月）から令和5年8月31日（木）【当日消印有効】

■給付金の支給時期等

※大阪府が認可する学校に通う場合

生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。認定された場合は、令和5年12月以降に大阪府が学校に認定結果等の通知と給付金を交付し、令和6年1月以降に学校から指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。

ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全部が振り込まれないことがあります。

※大阪府以外が認可する学校に通う場合

認定された場合は、令和5年12月以降に大阪府が保護者等に認定結果等の通知を郵送し、令和6年1月以降に大阪府から指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。

【家計急変世帯への支援】

■制度の概要

家計の急変によって、非課税に相当する水準まで収入が激減した世帯に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、**奨学のための給付金を支給します。**（返済の必要はありません。）

■支給の要件

次の①～⑥の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 家計の急変により収入が激減し、**保護者等全員の**家計急変後1年間の収入見込額が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税である世帯に相当する**と認められること。
- ② **保護者等全員が令和5年度の所得割非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯ではないこと**（所得割非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯の場合は、通常制度に申請してください。）
- ③ 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に在住している**こと（※1）
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府私立高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ⑤ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に基準日（※2）時点で在学し、休学していないこと（令和6年3月1日までに復学した場合は支給対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

※1 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り大阪府に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。

※2 基準日：家計急変が令和5年7月1日以前の家計急変の場合は、7月1日
家計急変が令和5年7月2日以降の家計急変の場合は、申請日の翌月1日
提出期限を超過して提出した場合は、申請日の翌月1日（ただし急変日が申請のあった月の初日の場合は、急変日。申請日が月の初日の場合は、申請日）

■ 給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。

- ① 令和 5 年 7 月 1 日以前に家計が急変し、学校の定める期限までに申請した場合 ⇒ 下表の給付金額
- ② 令和 5 年 7 月 1 日以前に家計が急変したが、学校の定める期限を過ぎて申請した場合
- ③ 令和 5 年 7 月 2 日以降に家計が急変した場合

下表の給付金額の一部を支給(※)

※ 給付金額に申請日が属する月の翌月から令和 6 年 3 月までの月数を掛けた金額を、12 ヶ月で割り算出します。

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	区分 2 に該当する兄弟姉妹のいない生徒	137,600 円	
2	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 (※ 1 ※ 2 ※ 3 ※ 4) a 兄・姉が高等学校等(全日制・定時制・通信制・専攻科)に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合	152,000 円	52,100 円

※ 1 働いていないこと。ただし、収入が扶養の範囲内の方は除きます。

※ 2 年齢及び扶養者の状況は、基準日時点の健康保険証の組合員氏名が保護者等(親権者)であることで判断します。

※ 3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(親権者)に扶養されていることが必要です。養子縁組をしていない再婚相手等、申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

※ 4 高等学校とは、高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第 1 学年～第 3 学年)、専修学校(高等課程)、専修学校(一般課程)または各種学校の一部を指します。

■ 所得割非課税に相当する世帯について

家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細など)をもとに、家計急変の発生後 1 年間の見込額を推計します。この収入見込額が、「所得割非課税である世帯に相当する」と確認できる必要があります。

保護者等全員の家計急変後 1 年間の収入見込額が、所得割非課税に相当する世帯の例

世帯人数	2人世帯 (寡婦(夫))	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額 (給与所得者)	2,042,858 円未満	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満
年収見込 (自営業)	1,350,000 円以下	1,470,000 円以下	1,820,000 円以下	2,170,000 円以下

※ 世帯人数は、保護者等本人と所得税法上の扶養親族及び控除対象配偶者の合計人数となります。親権者 2 名ともに収入がある場合は、それぞれの所得税法上の扶養親族の人数を確認します。

※ 失職・廃業による家計急変の場合、再就職等収入が回復しない限りは家計急変の発生後 1 年間の収入見込額は 0 円となります。

給与所得者の場合は、家計急変の発生後 1 年間の収入見込(交通費手当を除く給与収入)を確認します。

自営業(個人事業主)の場合は、家計急変の発生後 1 年間の収入見込(売上ー必要経費)を確認します。

一時的に収入が激減したものの、その後収入が回復するなど、収入見込額を推計しても所得割非課税に相当しない場合は対象となりません。なお、災害や傷病等に起因しない離職(定年退職など)は、対象となりません。また、保護者 2 名ともに収入があり、令和 5 年度所得割が課税されている場合、2 名ともに収入見込額が所得割非課税相当となる必要があります。

勤務先作成の給与見込証明書が無い場合は給与明細書等の平均収入月額より推計します。

■ 申請の手続き等

※大阪府が認可する学校に通う場合

生徒が在学する高等学校等に、学校が定めた期日までに提出してください。

※大阪府以外が認可する学校に通う場合

受給申請書と添付書類を期日までに提出してください。

※大阪府以外が認可する学校に通う場合の提出期限

家計急変の時期	提出期限	家計急変の時期	提出期限
令和5年 7月1日以前	令和5年 8月31日	令和5年 11月中	令和5年 11月30日
令和5年 7月2日以降	令和5年 8月31日	令和5年 12月中	令和6年 1月4日
令和5年 8月中	令和5年 8月31日	令和6年 1月中	令和6年 1月1日
令和5年 9月中	令和5年 10月 2日	令和6年 2月中	令和6年 2月9日
令和5年 10月中	令和5年 10月31日		

※家計急変時期に対し、提出期限を設けていますが、この提出期限を超えての申請も可能です。ただし、申請が遅くなると給付金額が少なくなりますのでご注意ください。

送付先 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階
 大阪府教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 宛
 申請期限 令和5年7月10日(月)から令和5年8月31日(木)【当日消印有効】

■支給の流れ

※大阪府が認可する学校に通う場合

生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。認定された場合は、給付金全額が学校から指定された保護者等の預金口座に振り込まれます。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全部が振り込まれないことがあります。

※大阪府以外が認可する学校に通う場合

認定された場合は、大阪府が保護者等に認定結果等の通知を郵送し、大阪府から指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。

【お問い合わせ先】 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話:06-6910-8001 fax:06-6910-8005

大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校奨学のための給付金について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/shougaku_kyuuhu.html

「市民税・府民税所得割額」の確認方法

★市民税・府民税 納税通知書の場合

市民税・府民税 課税明細書 2/2枚目

通知書番号

1 所得、控除等の詳細

収入・所得・特別控除

給与収入	500,000円
給与所得調整控除後	350,000円

所得控除

社会保険料控除	72,592円
生命保険料控除	5,281円
基礎控除	430,000円

2 税額明細

区分	課税標準額・ 税額控除の合計額	市民税税額控除額・ 市民税所得割額	府民税税額控除額・ 府民税所得割額
課税総所得	2,351,000円	188,080円	47,020円
調整控除	2,500円	2,000円	500円
所得割額		186,000円	46,500円

均等割額

市民税	3,500円
府民税	1,800円

合計年税額

市民税・府民税の合計額	237,800円
-------------	----------

2 税額明細

区分	課税標準額・ 税額控除の合計額	市民税税額控除額・ 市民税所得割額	府民税税額控除額・ 府民税所得割額
課税総所得	2,351,000円	188,080円	47,020円
調整控除	2,500円	2,000円	500円
所得割額		186,000円	46,500円

市町村民税、道府県民税
所得割額

★特別徴収税額の決定・変更通知書の場合

年度給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

課税標準額 3,800,000円
税額控除額 5,820,000円
所得割額 6,820,000円

市民税 339,520円
府民税 84,880円
特別徴収税額 427,100円

税種	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
市民税	339,520	2,000	337,500	3,500
府民税	84,880	500	84,300	1,800
特別徴収税額⑧				427,100
控除不足額⑨				
既充当額⑩				
既納付額⑪				

市町村民税、道府県民税
所得割額

公立高等学校の授業料等について

■ 授業料等の額

課 程	入学検定料	入 学 料	授 業 料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程により異なる。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

■ 高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

2 支給要件

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 親権者（保護者等）の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）が30万4,200円未満であること。

（父母ともに所得がある場合は父母両方の合算額になります。）

- (2) 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制課程・通信制課程は48月）を超えていないこと。

- (3) 申請書（または届出書）と親権者（保護者等）の個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー等を定められた期限内に提出すること。

3 支給事務の流れ

- (1) **受給資格認定申請**（入学年度の4月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1年生の4月分から6月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の7月に再度、当該年度の課税状況により受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) **収入状況届**（各学年の7月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7月分から翌年6月分（卒業年次は翌年3月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。また、認定後に死別や離婚、養子縁組など、保護者等の状況に変更があった場合にも、収入状況届が必要です。

4 申請手続きに必要なマイナンバーカード等について

- (1) マイナンバーカード等（写し）が記載された書類を提出することにより、保護者等に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。

- (2) 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書（原本）の提出が必要です。

※ 受給資格認定申請書・収入状況届出書の用紙と記入要領等は、学校から配付します。

5 家計急変への支援制度

令和5年度から家計急変への支援の仕組みが増設されました。生徒の保護者等が負傷や疾病により療養していて勤務できない状態であるときや、自己の責めに帰することのできない理由による離職・事業の廃業などにより、世帯年収が590万円未満相当まで減少した場合に、特例的に就学支援金の支給対象とする制度です。

【お問い合わせ先】 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話:06-6910-8001 fax:06-6910-8005

大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

私立高等学校等の授業料について

大阪府では、大阪の子どもたちが、国公立高校と同様に、府内の私立高校や専修学校高等課程等についても自らの希望や能力に応じて自由に学校選択ができる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金と併せて大阪府私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、保護者が負担する授業料が次のとおりとなるよう支援しています。

本制度は、入学後、学校で手続きを行いますので、学校の案内に従って手続きを行ってください。

(授業料が年間 60 万円の全日制高校の場合)

モデル世帯※1 の年収のめやす	課税標準額×6% －調整控除額※2	授業料負担年額		
		こども一人の世帯	こども二人の世帯 ※3	こども三人以上の世帯 ※3
590万円未満	154,500円未満	無償		無償
800万円未満	251,100円未満	20万円 ※4	10万円 ※4	
910万円未満	304,200円未満	481,200円 ※5※6	30万円 ※5	10万円 ※5

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
 ※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に4分の3を掛けて計算）」の合算。なお、早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。
 ※3 生徒本人を含んで子どもを2人以上扶養する世帯については、手厚い支援を受けることができます。
 ※4 授業料にかかわらず負担額は変わりません。
 ※5 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。
 (授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)
 ※6 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から国の就学支援金118,800円を引いた額が負担額となります。

■高等学校等就学支援金制度（国制度）

【必要な要件】

- ・生徒が国内に住所を有していること。
- ・高等学校等を卒業又は修了していないこと（修業年限が3年未満のものを除く）。
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（通信制課程については48月）を超えていないこと。
- ・保護者（親権者）全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算が、基準額未満であること。

【留意点等】

- ・支援の対象となるのは授業料のみ（その他の納付金については支援の対象外）です。
- ・毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、大阪府から私立高等学校等へ振り込まれます。
- ・支給期間は、最大で36月（通信制高校の場合は48月）です。
- ・単位制高校の場合は、年間30単位、通算74単位が上限で支給されます。
- ・保護者等の負傷・疾病、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などで、世帯年収が590万円未満相当まで減少した場合の家計急変支援があります。

■授業料支援補助金（府制度）

【必要な要件】

- ・国の就学支援金を受給していること。
- ・受給する年度の10月1日に大阪府内の私立高校等のうち「就学支援推進校※」に在学していること。
- ・受給する年度の10月1日に生徒及び保護者（親権者）全員が大阪府内に在住していること。
- ・保護者（親権者）全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算が基準額未満であること。

※生徒の就学支援のために保護者の授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組む学校です。

【留意点等】

- ・支援の対象となるのは授業料とすべての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等）のみです。

★★ 就学支援金・授業料支援補助金共通 留意事項 ★★

- ・支援の対象となる場合でも、授業料を一旦納付していただく必要がある場合があります。一時的な授業料の納付が困難な場合は、学校へご相談ください。
- ・授業料の還付や相殺の時期や方法は、学校によって異なります。詳しくは学校へご相談ください。

＜全日制高等学校・専修学校高等課程＞

- 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算が、年収 910 万円未満世帯については、就学支援金と合わせて標準授業料（年間 60 万円）を上限に補助金が交付されます。
- 標準授業料を超えた授業料を設定している私立高等学校等の場合、差額は学校が負担します。（ただし、年収めやす 800 万円以上 910 万円未満の世帯については、差額は保護者負担になります。）
- 年収めやす 590 万円以上 910 万円未満の世帯で、生徒本人を含めて 2 人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」（※）としてさらに手厚い支援を受けることができます。

（※）「多子世帯」の人数に含める子どもの要件

- ①生徒本人と同じ保護者に扶養されていること …… <確認書類>健康保険証の写し等
- ②年度末年齢が 19 歳以上の子どもを含める場合は、次に示す学校に在籍していること …… <確認書類>在学（在校）証明書等

【「多子世帯」の対象となる学校の範囲】

<高校段階> 就学支援金の支給対象となる高校等（※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。）

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

※浪人生については、高校卒業後 1 年間に限り人数に含めます。

※大学院、海外の学校は対象外です。

●就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額（令和 5 年度入学生の場合）

（授業料が年間 60 万円の学校の場合）

モデル世帯※1 の年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 ※2	世帯の子どもの 人数	就学支援金 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援の合計 ①+②	保護者負担
590 万円未満	154,500 円未満	1人 2人 3人以上	396,000 円	204,000 円	600,000 円	0 円
800 万円未満	251,100 円未満			281,200 円	400,000 円	200,000 円
				381,200 円	500,000 円	100,000 円
910 万円未満	304,200 円未満	3人以上	118,800 円	481,200 円	600,000 円	0 円
		1人		0 円	118,800 円	481,200 円
		2人		181,200 円	300,000 円	300,000 円
910 万円以上	304,200 円以上	3人以上	0 円	381,200 円	500,000 円	100,000 円
		0 円		0 円	0 円	600,000 円

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16 歳以上 19 歳未満1人、16 歳未満 1人）がいる 4人世帯

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に4分の3を掛けて計算）」の合算

＜通信制高等学校＞

○就学支援金と合わせて標準授業料（1 単位あたり 10,032 円）を上限に補助金を交付します。

（1 単位あたりの授業料が 10,032 円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）

授業料が 1 単位あたり 10,032 円を超える場合でも、差額は私立高等学校に負担していただきますので、保護者の授業料負担は実質無償となります。

●就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と 1 単位あたり支給額（令和 5 年度入学生の場合）

（授業料が 1 単位 9,000 円、年間の施設整備費が 30,000 円の学校の場合）

モデル世帯※1 の年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 ※2	就学支援金	授業料支援補助金	支援の合計	保護者負担
590 万円未満	154,500 円未満	9,000 円	1,032 円	10,032 円	0 円
910 万円未満	304,200 円未満	4,812 円	0 円	4,812 円	就学支援金を差し引いた額
910 万円以上	304,200 円以上	0 円	0 円	0 円	全額

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16 歳以上 19 歳未満1人、16 歳未満 1人）がいる 4人世帯

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に4分の3を掛けて計算）」の合算

所得判定について

就学支援金及び授業料支援補助金の支給額は、年収ではなく次の税情報をもとに決まります。

$$\text{課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

※政令指定都市に市民税を納税している場合は 調整控除の額に4分の3を掛けて計算します。

所得判定の年度について（令和5年度の場合） ※所得の判定は毎年行います。

令和5年4月～6月

令和5年7月～令和6年3月

保護者全員の前年度
（令和4年度※）の
課税額で所得判定
※2021.1.1～2021.12.31の
収入に係る課税

保護者全員の当該年度
（令和5年度※）の
課税額で所得判定
※2022.1.1～2022.12.31の
収入に係る課税

「課税標準額」の確認方法

★市民税・府民税 納税通知書の場合

市民税・府民税 課税明細書 2/2枚目

通知番号

1 所得、控除等の詳細

2 税額明細

区分	課税標準額・ 税額控除の合計額	市民税税額控除額・ 市民税所得割額	府民税税額控除額・ 府民税所得割額
課税総所得	2 351 000 円	188 080 円	47 020 円
調整控除	2 500 円	2 000 円	500 円
所得割額	円	186 000 円	46 500 円

課税標準額

調整控除

2 税額明細

区分	課税標準額・ 税額控除の合計額	市民税税額控除額・ 市民税所得割額	府民税税額控除額・ 府民税所得割額
課税総所得	2351000 円	188080 円	47020 円
調整控除	2500 円	2000 円	500 円
所得割額	円	186000 円	46500 円
均等割額	円	円	円
合計額	円	3500 円	1800 円
合計額	189500 円	189500 円	48300 円

均等割額 5,300円

市民税 府民税
3,500円 1,800円

合計年税額
市民税・府民税
の合計額

3 合計年税額

合計年税額	237800 円	①地等特別徴収税額	0 円
①給与所得課税等 所得割額の控除不足額	0 円	②公的年金等特別徴収税額	0 円
		③普通徴収税額	237800 円
		④年税額への充当額	0 円

④年税額への充当額

⑤納付金税額控除
任意借入金控除
調整控除
など

均等割額

合計年税額

市民税・府民税
の合計額

〔注〕所得割額は各円未満切り捨て

★特別徴収税額の決定・変更通知書の場合

課 税 標 準	総所得③	4,244,000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等 先物取引	

この合計額が「課税標準額」

所 得 控 除	雑損		
	療費		
	社会保険料		
	小規模企業共済		
	生命保険料 地震保険料		

(摘要)

調整控除： 市〇〇〇円 府〇〇〇円

※記載がない場合もあります。

- ◆ 特別徴収税額の決定・変更通知書等の様式は市町村によって異なり、課税標準額や調整控除の額の記載がない場合があります。詳しくは市町村税を納税している市町村へお問い合わせください。
- ◆ マイナンバーカードを発行している場合は、「マイナポータル※」から確認できます。
※マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスです。

マイナポータルはこちら

<https://myna.go.jp>

高校における1年次納入金（入学料・授業料、その他経費）参考例

1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。授業料については、概ね年収が910万円未満の方は、申請することにより、高等学校就学支援金が支給され、授業料の納付は必要ありません。

「高等学校等就学支援金」

※受給資格の確認は、年収ではなく、保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じた額）で行います。この額が304,200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。

2 府内の私立高校

	必要な経費（全日制平均）
入 学 料	164,196円
授 業 料	445,174円
施設設備費等	149,510円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

※文部科学省 「令和4年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」より抜粋

3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均）

区分	公立			私立			
	第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年	
① 学校教育費	468,797	276,366	189,079	1,022,188	658,897	560,460	
内訳	授業料	53,377	50,328	52,681	286,024	288,166	291,250
	修学旅行・遠足・見学費	4,949	46,678	6,850	15,546	56,860	6,999
	学級・児童会・生徒会費	11,098	7,602	7,842	14,668	12,898	11,551
	PTA会費	6,988	5,525	5,321	10,574	8,712	8,650
	その他の学校納付金 ※1	71,377	15,870	14,819	301,056	89,743	87,425
	寄附金	865	644	389	6,329	3,127	3,705
	教科書費・教科書以外の図書費	47,030	27,418	19,929	56,487	34,314	23,904
	学用品・実験実習材料費	43,361	12,380	10,608	48,394	15,335	12,939
	教科外活動費	62,699	40,290	16,234	73,245	44,098	22,637
	通学費	69,257	50,914	37,401	90,931	83,987	67,871
	制服	68,735	7,222	3,931	88,638	10,721	7,237
	通学用品費	22,012	9,047	7,613	21,531	8,116	5,961
	その他	7,049	2,448	5,461	8,765	2,820	10,331
② 学校外活動費 ※2	160,662	181,529	266,683	254,790	282,976	377,090	
学習費総額（①+②）	629,459	457,895	455,762	1,276,978	941,873	937,550	

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における・施設設備資金及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費

※2 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習をするために支出した経費や、知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこことや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

※文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」より抜粋

大学等における1年次納入金参考例

1 国公立大学

	必要な経費
入 学 料	282,000円
授 業 料	535,800円

入学料については地域内、地域外によって異なる場合があります。

その他として、設備費や傷害保険、同窓会などの費用が必要な場合もあります。

2 私立大学

	初年度学生納付金（文科系学部）	初年度学生納付金（理科系学部）
入 学 料	225,651円	251,029円
授 業 料	815,069円	1,136,074円
施設設備費	148,272円	179,159円
計	1,188,992円	1,566,262円

3 私立短期大学

	初年度学生納付金
入 学 料	237,615円
授 業 料	723,368円
施設設備費	166,603円
計	1,127,586円

4 私立高等専門学校

	初年度学生納付金
入 学 料	246,753円
授 業 料	627,065円
施設設備費	105,195円
計	979,013円

※2, 3, 4

文部科学省 「令和3年度 私立大学等入学者に係る学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」より抜粋

（注）学校、選択した学科等により納付金額は異なりますのでご注意ください。

奨 学 金 制 度 一 覧 表

申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<p>日本学生支援機構</p> <p><問合せ> 在学する学校</p> <p>制度や手続きについては Tel.0570-666-301 (ナビダイヤル、全国共通)</p> <p>マイナンバー提出方法については Tel.0570-001-237</p> <p>https://www.jasso.go.jp/shogakukin/</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">日本学生支援機構</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; background-color: black; color: white;">検索</div>	<p>○申込資格</p> <p>第一種奨学金（無利子） 特に優れた学生、生徒で、経済的理由により著しく修学困難な方（学力・所得等の基準有り）</p> <p>第二種奨学金（有利子） 優れた学生、生徒で、経済的理由により修学困難な方（学力・所得等の基準有り）</p> <p>○申込資格</p> <p>学心欲のある学生、生徒で経済的理由により修学困難な方（学力・所得等の基準有り）</p> <p>※制度の詳細や最新の情報については文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」をご覧ください。 https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm</p>	<p>○第一種【貸与（無利子）】（自宅通学：月額） 大学 国公立 45,000円、私立 54,000円 短大・専修（専門）・高専（4.5年） 国公立 45,000円、私立 53,000円</p> <p>※上記は最高月額であり、別途月額選択も可能 ※自宅外は別途設定あり ※給付奨学金を併せて利用する場合、上限額が制限される</p> <p>○第二種【貸与（有利子）】 大学・短大・専修（専門）・高専（4.5年） 2万円～12万円（1万円単位）から選択 年0.905% 2023.3月現在（固定方式） ※利率の算定方法には、固定方式の他に見直し方式がある</p> <p>○入学時特別増額貸与奨学金【貸与（有利子）】 10万円～50万円（10万円単位）から選択 年1.105% 2023.3月現在（固定方式） ※利率の算定方法には、固定方式の他に見直し方式がある ・通信教育は学校窓口にて問合わせ ・海外留学のための奨学金（第二種と同じ）</p> <p>○【給付】（自宅通学：月額） （年収めやす） 国公立（自宅） 私立（自宅） 第Ⅰ区分（270万以下） 29,200円 38,300円 第Ⅱ区分（300万以下） 19,500円 25,600円 第Ⅲ区分（380万以下） 9,800円 12,800円</p> <p>※生活保護世帯や児童養護施設から通学する人は額が異なる ※高等専門学校における月額は上記の5～7割程度 ※自宅外は別途設定あり</p>	<p>○募集時期 大学等予約募集 ・第一種・第二種（併用可） 高3のうちで各学校が定める期間 ・入学時特別増額…第一、第二種申込時</p> <p>大学等在学募集 毎年春、各学校が定める期間</p> <p>海外留学予約・在学募集 ・第一種・第二種 毎年9月頃に募集要項公表 ・入学時特別増額…第二種申込時</p> <p>○貸与期間 在学する学校の最短修業年限の終りまで</p> <p>○募集時期 大学等予約募集 各学校が定める期間 大学等在学募集 毎年春及び秋に各学校が定める期間</p> <p>○給付期間 在学する学校の最短修業年限の終りまで（毎年度資格について審査あり）</p>	<p>在学する学校</p> <p>高卒認定試験合格者は日本学生支援機構</p> <p>○大学等予約の対象者 高校3年生、高校卒業後2年以内 高卒認定試験合格（見込）者も予約の対象となる場合があります。（P5参照）</p> <p>○高校卒業後3年以上の者は大学等入学後に在学採用で申込</p> <p>○緊急時の申込 家計支持者の失職、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時に奨学生として採用する（在学へ申出）</p> <p>○海外留学予約の対象者 高校3年生、高校卒業後2年以内 高等学校卒業程度認定試験合格者 短期大学、大学、高等専門学校を卒業後3年以上 ※詳細についてはそれぞれの在学している学校でご確認ください。</p> <p>○日本学生支援機構の貸与奨学金、その他奨学金との併用可能 ○給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途進学先の学校での申込みが必要です。 ○資産要件あり ○進学先が国等により給付奨学金の対象となる確認を受けた学校のみ対象 ○海外留学は併用不可の場合があるため確認が必要</p> <p>○予約採用後の手続き 高校等への進学後、各学校が定める期間内に所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。（手続きをしなかった場合は辞退したものとみなされます。）</p> <p>○申込者は生徒本人 保護者は連帯保証人</p> <p>○緊急時の申込 生徒が、保護者（父母等）の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。</p> <p>○返還 原則、高校卒業後に、ただし大学等へ進学する場合は返済の猶予が認められる場合もあります。返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。</p>
<p>大阪府育英会</p> <p>大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階 Tel.06-6357-6272</p> <p>https://www.fu-ikuei.or.jp/</p> <p><問合せ> 在学する学校 または、府育英会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">府育英会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px; background-color: black; color: white;">検索</div>	<p>○貸付対象 保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者合算）（※）を満たし高校等に進学を希望、又は在籍する生徒</p> <p>※父母（いずれか1人に収入があり）、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）の4人世帯の場合一例です。実際は家族構成等により異なります。</p> <p>○所得基準 以下の算式により算出された額が次のとおりであること。 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じた額）</p> <p>【奨学資金】</p> <p>1 国公立・私立とも 251,100円未満（年収めやす800万円未満） 2 私立のみ 347,100円未満（年収めやす800万円以上1,000万円未満）</p> <p>【入学時増額奨学資金】 国公立・私立とも 154,500円未満（年収めやす590万円未満）</p>	<p>○貸付対象校 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む） 特別支援学校高等部 高等専門学校 専修学校高等課程（修業年限1年以上）</p> <p>○貸付限度額（無利子） ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で1万円単位で希望する額 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額（※1）＋その他教育費10万円（授業料負担が実質無償となる場合は、10万円） 2 私立のみ 24万円（※2）（授業料実質負担額（※1）が24万円を下回る場合は、その額を上限とする）</p> <p>※1 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。 ※2 年収めやす800万円以上の世帯のうち、府内の私立高校生を含む2人以上の子どもの扶養する世帯で、大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、または貸付対象外となる場合があります。</p> <p>※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で1万円単位で選択可 国公立 … 5万円以内（通信制課程も同額） 私立 … 25万円以内（通信制 15万円以内） ただし、中等教育学校の後期課程は対象外</p>	<p>○募集期間 予約募集（奨学資金・入学時増額奨学金貸付を含む） 中学校3年生時の毎年秋（9月頃）で各学校が定める期間</p> <p>在学募集（奨学資金のみ） 高校等進学（進級）後の毎年春（4月上旬）で各学校が定める期間</p> <p>各学校で申込期間（締切日）が異なるので、必ず学校に確認すること</p> <p>○貸付期間 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最長修業年限の終りまで</p> <p>○募集期間 予約募集（奨学資金）と同時申請</p> <p>○貸付期間 高校等入学前 ※進学後の貸付は不可</p>	<p>在学する学校</p> <p>○緊急時の申込 生徒が、保護者（父母等）の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。</p>

申込資格及び家計基準	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口													
<p>夢みらい奨学金</p> <p>大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 Tel.06-6358-3052</p> <p>https://www.fu-ikuei.or.jp/</p> <p>府育英会 <input type="button" value="検索"/></p>	<p>次のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府内に設置されている高校等に在学する3年次の生徒 2 前年度の成績の平均値が3.8以上（5段階評価）であり、自らの得意分野を生かして努力し、夢の実現のため、大学・短大・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程への進学を希望する生徒 3 語学・文化・芸術・スポーツ・情報技術等の各分野において学内代表レベルにある生徒、各種資格・技能検定等において高水準の生徒 4 高校等在学中にボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒 5 保護者が大阪府内に住所を有し、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が51,300円未満の方（年収めやす350万未満） ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額 6 U.S.J奨学生として、奨学金の給付を受けていないこと 	<p>奨学金【給付】</p> <table border="0"> <tr> <td>採用時</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>大学等進学確定時</td> <td>30万円</td> </tr> </table>	採用時	20万円	大学等進学確定時	30万円	<p>○募集期間</p> <p>高校3年次の6月頃で 各学校が定める期間</p> <p>在学する学校</p>	<p>○給付人数 120名</p> <p>○学校長の推薦が必要</p>								
採用時	20万円															
大学等進学確定時	30万円															
<p>U.S.J奨学金</p> <p>大阪市都島区綱島町6番20号 大阪私学会館2階 Tel.06-6358-3052</p> <p>https://www.fu-ikuei.or.jp/</p> <p>府育英会 <input type="button" value="検索"/></p>	<p>次のすべてに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府内に設置されている高校等に在学する2年次の生徒 2 1年次の成績の平均値が4.3以上（5段階評価）であり、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現のため、大学進学（大学・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・専修学校専門課程）を希望する生徒 3 高校等在学中にボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒 4 保護者が大阪府内に住所を有し、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が51,300円未満の方（年収めやす350万未満） ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じた額 	<p>奨学金【給付】</p> <table border="0"> <tr> <td>高校2年次</td> <td>20万円</td> <td>(2年次 10万)</td> </tr> <tr> <td>高校3年次</td> <td>20万円</td> <td>(3年次 15万)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(4年次 15万)</td> </tr> <tr> <td>大学等進学確定時</td> <td>60万円</td> <td>(進路確定時 60万)</td> </tr> </table> <p>()は4年制高等学校の場合</p>	高校2年次	20万円	(2年次 10万)	高校3年次	20万円	(3年次 15万)			(4年次 15万)	大学等進学確定時	60万円	(進路確定時 60万)	<p>○募集期間</p> <p>高校2年次の6月頃で 各学校が定める期間</p> <p>在学する学校</p>	<p>○給付人数 15名</p> <p>○学校長の推薦が必要</p>
高校2年次	20万円	(2年次 10万)														
高校3年次	20万円	(3年次 15万)														
		(4年次 15万)														
大学等進学確定時	60万円	(進路確定時 60万)														
<p>大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制 課程修学奨励費</p> <p>大阪府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目 2-12 Tel.06-6941-0351代表 内線3433</p>	<p>貸与額（月額）</p> <p>9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額</p> <p>※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満であること。 また、令和5年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者 3 経常的収入を得る職業についている者であり、原則として年間120日以上勤務していること 4 大阪府育英会奨学金の貸与を受けていない者 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者（教科・科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること） 	<p>○申請時期</p> <p>10月上旬～10月下旬（予定）</p> <p>○貸与決定時期</p> <p>12月中旬（予定）</p> <p>※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。</p> <p>在学する学校</p>	<p>返還免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した場合、その他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 													

申込資格及び家計基準	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<p>堺市奨学金</p> <p>堺市教育委員会 学務課 奨学係 Tel.072-228-7485</p> <p>堺市奨学金 検索</p>	<p>市内に住所を有し、右の学校のいずれかに在籍して学資の準備が困難な方 ただし、大阪府が実施する「奨学のための給付金」(P16参照)を受給できる者を除く</p>	<p>奨学金(年額)【給付】 32,000円</p> <p>1 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校の1年生(※) 学校教育法第124条に規定する専修学校の1年生(※) (修業年限が2年以上の高等課程に限る。) (※)申請年度入学者に限る</p> <p>2 特別支援学校の高等部(専攻科を除く)の1~3年生</p>	<p>○募集期間 7月上旬</p>	<p>申し込みは ・電子申請 ・郵送 ・各区役所 企画総務課 (西区役所は 総務課 南区役所は 区政企画室)</p> <p>○詳細は広報さかい6月号に掲載 ○2023年度採用予定者数 (480名)</p>
<p>生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費)</p> <p>(社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪市中央区谷町7-4-15 Tel.06-6762-9474代表</p> <p>堺市は堺市社会福祉協議会 堺市堺区南瓦町2-1 Tel.072-222-7666</p> <p>大阪府社協 貸付 検索</p>	<p>1 大阪府内に居住している世帯 2 生活保護世帯または、世帯の収入のある方全員が府・市町村民税が「非課税」「均等割課税」などの低所得者世帯(生活保護基準額の1.8倍以内) 3 外国籍の方の場合には、在留資格を持ち、将来とも永住が確実に見込まれること</p>	<p>教育支援費(月額)(無利子) 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 短大 … 60,000円以内 大学 … 65,000円以内</p> <p>就学支度費(無利子) 入学時のみ 50万円以内</p> <p>※大阪府育英会、日本学生支援機構等の貸付制度がすぐに活用できない場合に、「つなぎ」として貸付を行います。</p>	<p>○随時申込 (事前相談必要)</p> <p>○就学支度費の受付期限 入学年度の4月末まで</p>	<p>堺市は 堺市社会福祉協議会</p> <p>※堺市外の方は お住まいの市区 町村社会福祉協 議会</p> <p>○高校には、専修学校高等課程を含む ○短大には、専修学校専門課程を含む (大学院・外国留学は対象外)</p> <p>※貸与前に納付した費用については貸与されない</p> <p>※日本学生支援機構・大阪府育英会等の貸付制度の借入が優先</p> <p>※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後</p> <p>※返済期間：修学年限の3倍以内</p>
<p>母子及び父子並びに 寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金)</p> <p>https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/</p> <p>堺市母子父子寡婦福祉資金 検索</p>	<p>母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦(配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母だった方)が扶養する子、父母のない児童</p> <p>※子が借主の場合や世帯の状況によっては、連帯保証人が必要 ※返済能力を有すること</p>	<p>※府内高校は私立・公立とも授業料無償化の対象となるものは貸付対象外</p> <p>修学資金(月額)(無利子) 国公立・自宅通学の場合 高校 … 27,000円 (45,000円) 以内 高専 … 31,500円 (48,000円) 以内 短大 … 67,500円 (93,500円) 以内 大学 … 71,000円 (108,500円) 以内 上記()内は私立・自宅通学の場合 大学院 … 132,000円 (183,000円) 以内 上記()内は博士課程の場合</p> <p>就学支度資金(入学時のみ)(無利子) 国公立・自宅通学の場合 高校・高専 15万円 (41万円) 以内 短大・大学 41万円 (58万円) 以内 上記()内は私立・自宅通学の場合 大学院 38万円 (59万円) 以内 上記()内は博士課程の場合</p>	<p>○申込期間 ・修学資金 入学決定後随時 ・就学支度資金 入学決定後~入学金等納入前</p> <p>○貸付できない場合があり、また貸付まで数か月の期間を要するため、申込み前に早めに要相談</p> <p>○修学資金の貸与期間 申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで貸付</p>	<p>各区保健福祉総合センター子育て支援課 (P38参照)</p> <p>※堺市以外の方は、お住まいの市町村福祉事務所(福祉事務所が設置されていない町村は、大阪府子ども家庭センター)</p> <p>○高校には、専修学校高等課程を含む ○高等教育の修学支援制度を利用する場合は貸付額に制限あり</p> <p>※貸与申請前に納付した費用については貸与されない</p> <p>※日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用については、貸付額に制限あり</p> <p>※返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後</p>
<p>介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金</p> <p>(社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪市中央区中寺1-1-54 Tel.06-6776-2943</p> <p>http://www.osakafushakyo.or.jp/fcent</p> <p>大阪府社協 介護福祉士 検索</p>	<p>1 介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学もしくは在学を予定している方で、卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として5年以上就労することを希望する方 2 就学に際し家庭の経済状況等から貸付けを必要としていること</p> <p>※在学する介護福祉士・社会福祉士養成施設の推薦状が必要</p> <p>※1 推薦枠に制限あり ※2 同種の修学資金を他から借り受けていないことが要件となる場合がある ※3 社会福祉士養成施設に福祉系大学は含まれません</p>	<p>貸付金(無利子) 修学資金 月額5万円以内 入学準備金 20万円以内(入学に係る初回のみ) 就職準備金 20万円以内(最終回のみ。通信・夜間課程は対象外)</p> <p>国家試験受験対策費用 4万(貸付期間中一年度あたり) *介護福祉士国家試験を受験する意思のある方</p> <p>生活費加算(対象者のみ)</p> <p><生活費加算の額> 36,010~43,910円(月額) 居住地によって加算限度額が異なる 詳細は募集要項を確認</p>	<p>【一般募集】</p> <p>○申請期間 介護福祉士修学資金 1月初旬~5月下旬 社会福祉士修学資金 4月初旬~5月下旬</p> <p>【事前申請】 生活保護受給世帯、府・市民税非課税世帯の高校3年生が対象。申請は養成施設合格後から養成施設入学前(3月末)まで。</p> <p>○貸付期間 在学期間</p>	<p>在学する 養成施設</p> <p>返還の免除 介護福祉士・社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務を引き続き5年間従事したとき</p> <p>返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法により返還していただきます。</p> <p>○他の奨学金との併給可(一部の奨学金不可)</p>

	申込資格及び家計基準	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
保育士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪市中央区中寺1-1-54 Tel.06-6776-2943 http://www.osakafushakyo.or.jp/fc/ent <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大阪府社協 保育士</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">検索</div>	1 優秀な学生で、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要な方 2 大阪府内に在住している又は大阪府内の指定保育士の養成施設(通信制を除く)に在学しており、卒業後大阪府内の保育所等で保育士として就労することを希望する方 3 指定保育士養成施設で学ばれる方	保育士修学資金(無利子) 修学資金 月額 5万円以内(千円単位) 入学準備金 20万円以内(入学に係る初回のみ)(千円単位) 就職準備金 20万円以内(卒業に係る最終回のみ)(千円単位) 生活費加算(対象者のみ) <生活費加算の額> 36,010~43,910円(月額) 居住地によって加算限度額が異なる 詳細は募集要項を確認	○申請期間 【通常申請】 入学後各養成施設の提出日までに養成施設を通じて申請 【事前申請】 入学前12月1日~2月28日 ただし低所得世帯世帯に属する高校3年生対象 (事前申請は、2022年度受付実績) ○貸付期間 在学期間	【通常申請】 在学する養成施設 【事前申請】 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	返還の免除 卒業後、保育士として大阪府内の保育所等で5年間従事したとき ○「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合は修学資金および入学準備金の貸付額が制限される場合がある。 ○他の奨学金との併給可(一部の奨学金不可) ○連帯保証人が必要
きずな育英基金 (公財) きずな育英基金 大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル2階 Tel.06-6364-2802 https://kizuna-umegae.jp <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">梅ヶ枝 きずな</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">検索</div>	大阪府内の中学、高校に在学する者 (イ)ひとり親家庭や両親のいない家庭の生徒 (ロ)児童福祉施設入所者 資力要件 (イ)家庭が困窮状況にあり、学習ないし文化・芸術・スポーツ活動を行うについて、経済的支援を必要としていること (ロ)保護者から学習ないし文化・芸術・スポーツ活動に関する必要な経済的支援を受けられないこと 健全な精神と高い志を持ち、学習や文化・芸術・スポーツ活動に関して、旺盛な意欲を有すると認められた者 塾などの進学に向けた学習または、現在行っている文化・芸術・スポーツ活動に関し、費用の支弁を現に必要としていること	奨学金【給付】 ○奨学金の用途 塾代や文化・スポーツの支援のための費用とし、学費にあてることが不可。 <学習支援対象者> 中1、中2、高1、高2…通期生:30万円(年額) 半期生:15万円(半年間の額) 中3、高3 …通期生:50万円(年額) 半期生:25万円(半年間の額) ただし、高校1年生時に限り、通塾の必要がないと判断し、大学や専門学校への受験料や入学金の一部に充てたい者が事前に届けた場合に限り認められることがある。 <文化・芸術・スポーツ活動支援対象者> 通期生:中、高とも、学年間問わず30万円(年額) 半期生:中、高とも、学年間問わず15万円(半年間の額)	○募集期限 通期生:2月末 半期生:8月末 ○採用決定 通期生:3月末に通知 半期生:9月末に通知 ○給付期間 原則、高校3年卒業時まで継続支援(毎年3学期中に更新手続きあり)	郵送申込	○支援対象者の状況の変化や、多額の余剰金があった場合は、残金の返還あり。
あしなが奨学金 (一財) あしなが育英会 東京都千代田区平河町 2丁目7-5 砂防会館4F Tel.0120-77-8565 https://www.ashinaga.org <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">あしなが育英会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">検索</div>	保護者(父母、親権者、後見人、里親、保護委託者)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、著しい後遺障害(※)を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生 ※ 著しい後遺障害とは 国民年金法、身体障害者福祉法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法による第1~5級	奨学金(月額)【給付】 高校・高専(1~3年生) 国公立・私立ともに 30,000円 奨学金(月額)(無利子) 大学・短大 一般 40,000円 特別 50,000円 専修学校・各種学校や高専・5年一貫制高校(4・5年) 40,000円 大学院 80,000円 入学一時金【予約対象者に限る】(無利子) 私立高校 30万円 私立大学 40万円 進学支度一時金【高校奨学生に限る】(無利子) 40万円 ※2023年度より新制度になります。 2022年度以前の奨学生の方は事務局にご確認ください。	○募集期限 ・在学(2023年度) (高校・高専(1~3年生)) 4月1日~5月20日 (大学・短大・専修学校・各種学校・高専(4,5年生)) 4月1日~5月20日 ・予約 (大学・短大・専修学校・各種学校) 6月20日 ※2023年7月現在	郵送申込 (在学する学校を通じて郵送も可)	○他の奨学金との併給は可 ○貸与部分の返還は貸与終了(卒業)後6か月据え置いてから最長20年

	申込資格及び家計基準	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
加藤山崎奨学金 (公財) 加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見 1-18-6 Tel.03-3417-2231 http://www.kyef.or.jp <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">加藤山崎教育基金</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; margin-left: 5px;">検索</div>	次のすべてに該当する者 1 日本国内の学校(ただし※は除く)に在学する小学5年生、中学2年生、高校2年生 (※) 特別支援学校、高等専門学校、専修学校 2 学業全般(前年度の評定平均4.3以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績を目安)もしくは文化・芸術・科学分野で優秀な成績をおさめており品行方正である者 3 学校長が推薦する者(1校につき3名まで)	奨学金(年額)【給付】 小学5年生 20,000円 中学2年生 30,000円 高校2年生 50,000円 ○奨学金の使途 (1) 学業もしくは文化・芸術・科学分野等、給付対象となる分野での諸活動費 (2) 学業向上もしくは給付対象となる分野で必要となる経費(学費等)への充当	○募集期限 オンライン申請 5月8日～6月20日 ○採用決定 8月末までに学校を通じて通知 ○給付期間 採用年度のみ	在学する学校	○2023年度採用予定者数 (約250名) ○他の奨学金との併給は可(ただし、加藤山崎奨学金との併給は不可)。
加藤山崎修学支援金 (公財) 加藤山崎教育基金 東京都世田谷区喜多見 1-18-6 Tel.03-3417-2231 http://www.kyef.or.jp <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">加藤山崎教育基金</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; margin-left: 5px;">検索</div>	次のすべてに該当する者 1 日本国内の学校(ただし※は除く)に在学する小学4～6年生、中学生、高校生 (※) 特別支援学校、高等専門学校、専修学校 2 前年度の評定平均2.7以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者 3 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者 4 学校長が推薦する者(1校につき3名まで)	奨学金(年額)【給付】 小学生 50,000円 中学生 50,000～70,000円※ 高校生 50,000～100,000円※ ※給付額は選考委員会にて決定 ○奨学金の使途 (1) 学業に関する費用(授業料、学用品等) (2) 学校生活を送るのに必要な費用(給食費、修学旅行費等)	○募集期限 オンライン申請 5月8日～6月20日 ○採用決定 8月末までに学校を通じて通知 ○給付期間 採用時に在学する学校を卒業するまでの期間(最大3年間) ※毎年1回、年額ごとに学校を通じて給付	在学する学校	○2023年度採用予定者数 (約200名) ○他の奨学金との併給は可(ただし、加藤山崎奨学金との併給は不可)。
交通遺児育英会奨学金 (公財) 交通遺児育英会 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル3F 7-ダイヤル 0120-521-286 http://www.kotsuiji.com <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">交通遺児</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; margin-left: 5px;">検索</div>	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳までの方。) ※ 重い後遺障害とは 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の第1級～第7級の障害又は身体障害者福祉法(身体障害者手帳)第1級～第4級の障害 家計基準(3人世帯目安) ・高校・高専(1・2・3年生) ・専修学校[高等課程] 780万円(360万円)以内 ・高専(4・5年生)・大学・短大 ・専修学校[専門課程] 940万円(520万円)以下 ※ () 内数字は給与以外の所得者	奨学金(月額)(無利子)【一部給付あり】 高校・高専(1～3年生)・専修学校[高等課程] 2万円、3万円、4万円から選択(うち1万円給付) 大学・短大・各種学校・専修学校[専門課程]・高専(4・5年生) 4万円、5万円、6万円から選択(うち2万円給付) 大学院 5万円、8万円、10万円から選択(うち2万円給付) 入学一時金(無利子、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校[高等課程] 20万円、40万円、60万円から選択 大学・短大・各種学校・専修学校[専門課程] 40万円、60万円、80万円から選択 進学準備金(無利子、入学一時金を前倒し貸与) 高校奨学生でかつ大学・専修学校奨学生予約申込者のみ 40万円、60万円、80万円から選択	○募集期間 ・予約(高校・大学) 中3: 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 高3: 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 専修・各種 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 大学院 第1次募集 4月1日～8月31日 第2次募集 9月1日～1月31日 ・在学 高校・高専(1・2・3年生) 奨学金 4月1日～1月31日 大学・短大・専修・高専(4・5年生) 奨学金 4月1日～10月31日 大学院 奨学金 4月1日～10月31日	直接電話かインターネットのホームページから応募書類を申込み直接出願	○他制度と併給可 ○入学一時金だけの貸与は不可
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財) 大阪交通災害遺族会 大阪市中央区谷町7丁目 4番15号 大阪府社会福祉会館内 Tel.06-6761-5296 http://www.pansy.or.jp/ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">交通災害遺族会</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; margin-left: 5px;">検索</div>	大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	奨学金(月額)(無利子) 毎月最高2万円まで 中学校・高等学校・大学等 入学準備金(無利子) 公立・私立中学校 100,000円 公立高校 100,000円 私立高校・公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	○募集時期 随時 学校を卒業した翌月から月賦方式により96回を限度として返済 ○入学準備金 一括貸与 貸与を受けた翌月から6ヶ月据置期間を置いて月賦方式により40回を限度として返済	大阪交通災害遺族会事務局	○奨学金の返済金一部免除願と卒業証書を提出した場合、貸与総額の20%免除 ○中・高の入学・卒業時に祝金を支給 ○他の奨学金との併給可

	申込資格及び家計基準	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
<p>（一財）道路厚生会 交通遺児修学資金支援事業</p> <p>東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル Tel.03-6674-1761</p> <p>https://douro-kouseikai.org/</p> <p>道路厚生会 <input type="button" value="検索"/></p>	<p>【修学資金】</p> <p>1 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において交通事故により亡くなられた方の遺児で高等学校等に在学中の方</p> <p>2 申込時、経済状態の確認のため以下の書類を提出 所得税の納税証明書 住民税の所得割の非課税証明書又は課税証明書 生活扶助受給証明書等</p> <p>【卒業祝い】</p> <p>当修学資金の援助を受けながら高等学校等を卒業した遺児</p>	<p>修学資金【給付】</p> <p>高等学校（全日制・定時制・通信制）・高等専門学校 の3年生以下・特別支援学校（盲・聾・養護学校）の 高等部・専修学校の高等課程</p> <p>1人1年間 39万6千円 ※年度途中の新規申込は月割となる</p> <p>卒業祝い【給付】</p> <p>修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業した方 10万円</p>	<p>○募集時期</p> <p>随時 ※高等学校等入学前の申込の場合は給付対象者として登録し、高等学校等進学時に給付手続きの案内を送付。</p> <p>○給付期間</p> <p>申請のあった学年から卒業学年終了まで、最高3か年</p>	<p>（一財） 道路厚生会</p>	<p>○他制度と併給可</p>
<p>アフラック小児がん経験者 ・がん遺児奨学金制度</p> <p>（公財）がんの子どもを守る会 奨学金担当</p> <p>東京都台東区浅草橋 1-3-12 Tel.03-5825-6311</p> <p>https://www.afac.co.jp/corp/esp/mesena/aya/</p> <p>アフラック 奨学金 <input type="button" value="検索"/></p>	<p>以下の要件をすべて満たしていること</p> <p>【小児がん経験者】</p> <p>1 18歳未満で小児がんを発症し、経済的な理由により援助を必要とする方</p> <p>2 4月時点において高等学校等に在学予定の方</p> <p>3 奨学金申請時における前年度の世帯収入または所得が指定の条件を超えない方（詳しくは募集要項参照）</p> <p>【がん遺児】</p> <p>1 主たる生計維持者を「がん」で亡くし経済的な理由により援助を必要とする方</p> <p>2 4月時点において高等学校等に在学予定の方</p> <p>3 直近の学習成績が評定平均値3.5（5段階評定）以上の方 評定値を付さない学校の在学学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで特に優れた実績がある方（全国大会出場等）</p> <p>4 奨学金申請時における前年度の世帯収入または所得が指定の条件を超えない方（詳しくは募集要項参照）</p>	<p>奨学金（月額）【給付】</p> <p>20,000円</p> <p>高等学校 特別支援学校の高等部 中等教育学校の後期課程 高等専門学校 専修学校の高等課程 （小児がん経験者の場合は「一般課程」も対象）</p> <p>毎年3期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付</p>	<p>○募集期間</p> <p>11月1日～翌年2月末（消印有効）</p> <p>○支給期間</p> <p>対象となる教育機関に在学中の期間（正規の最短修業期間内） 高等専門学校においては最長で5年間給付（専攻科は含まず）</p>	<p>公益財団法人 がんの子どもを守る会 奨学金担当</p> <p>期日までに申請書類を提出すること（郵送可）</p>	<p>○申請に当たっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認すること</p> <p>○募集予定人数（小児がん経験者） 30人 ○募集予定人数（がん遺児） 140人 ○アフラック社の保険契約の有無は不問 ○他の奨学金制度との併用可能</p>
<p>高等学校等奨学生奨学金 （帰国子女枠及び一般枠）</p> <p>（財）山崎豊子文化財団 堺市西区浜寺昭和町3丁 391番地2 Tel.072-266-2522</p>	<p>中学校3年生に在学する生徒で人物、学業にすぐれ、健康で、経済的理由により修学が困難な人</p> <p>【帰国子女枠】</p> <p>・大阪府内に在住し、府内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、かつ保護者（祖父母、曾祖父母等を含む）が引揚者で、終戦前（1945年9月2日以前）から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって帰国した者</p> <p>【一般枠】</p> <p>・作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す者</p>	<p>奨学金（月額）【給付】</p> <p>20,000円</p> <p>大阪府下の高校・高専 専修学校（修業年限2年以上の学科の高等課程）</p>	<p>○募集期間</p> <p>2022.11月1日～2022.12月15日</p> <p>○支給期間</p> <p>最短修業年限（3年）</p>	<p>在学する中学校</p>	

	申込資格及び家計基準	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
（公財）朝鮮奨学会 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング9階 Tel.03-3343-5757 http://www.korean-s-f.or.jp <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">朝鮮奨学会</div> 検索	1 日本の高等学校・大学・大学院に在学・在籍する韓国人・朝鮮人学生（韓国籍・朝鮮籍、本国からの留学生も含む） 2 成績優良で、学費の支弁に困難な者 3 2023年4月1日現在、高校生は満25歳未満、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満の者	奨学金（月額）【給付】 高校 10,000円 大学生（学部生） 25,000円 修士課程・専門職課程 40,000円 博士課程（後期課程） 70,000円	○募集期間（入学後） 高校 インターネット受付 4月10日～5月10日 大学・大学院 インターネット受付 4月10日～5月12日 ○給付期間 1年間（4月～翌年3月）	インターネットで申請	○応募にあたっては本会ホームページを参照し、募集要項記載の申請要件・方法を十分に確認すること
（公財）韓国教育財団 奨学金支給事業 （公財）韓国教育財団 東京都港区三田2-10-6 シオマビル9F メール:choi2006@kref.or.jp https://www.kref.or.jp/ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">韓国教育財団</div> 検索	【一般奨学金】 1 韓国籍で、日本永住権を保持し、日本国内の高校・大学・大学院のいずれかに在学する満30歳未満の者 2 日本国籍者（帰化同胞を含む）で専攻が韓国と関連があるものであり、韓国語能力試験3級以上取得済の者 3 上記①②のいずれかに該当し、成績優秀でありながら学費の支弁が困難な者 兄弟姉妹での申請可（選抜は1名のみ） 【碧峯奨学金】 1 米国上位20位圏内のMBA（ビジネススクール）課程に合格・在籍している在日韓国人、応募時点で満40歳未満の者 2 家庭事情が学資金補助を必要とする認められる者 ※両奨学金とも、他の団体や機関から返済不要奨学金を受けていない者	奨学金（年額）【給付】 ○一般奨学金 高校 12万円 大学 50万円 大学院 100万円 ○碧峯奨学金 海外MBA課程 最大1200万円	○募集期間（入学後） 一般奨学金 高校・大学・大学院 5月16日～6月30日（必着） ○給付期間 1年間 碧峯奨学金 海外MBA課程（※参照） 随時募集 ※ http://usnews.com 碧峯奨学金 正規履修年限	期日までに財団へ郵送で提出すること 碧峯奨学金は財団住所「碧峯奨学生の係」へ提出（配達記録のある郵送方法）	○大学・高校とも申請にあたっては、募集要項に記載している申請要件を十分確認すること ○他の団体や機関の返済不要奨学金との併用不可

政府・民間の教育ローンの概要

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	(貸付)利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
<p>日本政策金融公庫 (国の教育ローン 教育一般貸付) 堺支店(堺商工会議所5F) Tel. 072-257-3600</p> <p>教育ローンコールセンター Tel. 0570-008656 (ナビダイヤル)</p> <p>※申込はインターネットでも可 https://www.jfc.go.jp/</p> <p>国の教育ローン <input type="button" value="検索"/></p>	<p>学生・生徒1人につき 350万円まで</p> <p>①～④のいずれかの資金として利用する方は 450万円まで</p> <p>①自宅外通学 ②修業年限5年以上の大学(昼間部) ③大学院 ④海外留学(修業年限3か月以上の外国教育施設に留学する場合)</p> <p>※ 今後1年間に必要となる費用</p>	<p>子どもの人数と世帯年収(所得)の上限額</p> <p>1人 790万円(600万円) 2人 890万円(690万円) 3人 990万円(790万円) 4人 1,090万円(890万円) 5人 1,190万円(990万円)</p> <p>※ 子ども6人以上の場合は問い合わせ ※ 括弧内の金額は事業所得者の場合の所得上限額</p> <p>※ 子どもの人数が2人以下で世帯収入(所得)が上限額を超える場合でも緩和条件に該当すると、世帯収入が990万円(所得790万円)まで上限額が緩和され申込対象になる場合があります。緩和条件についてはホームページにて確認すること。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置</p> <p>子どもの人数が1人または2人の世帯年収(所得)の上限を引き上げ</p> <p>1人 2人 990万円(790万円) 3人</p> <p>※ 括弧内の金額は事業所得者の場合の所得上限額</p>	<p>18年以内 (在学期間内は利息のみの返済が可能)</p>	<p>1.95%(ただし、以下の世帯は1.55%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭 ・交通遺児家庭 ・世帯年収200万円(132万円)以内の方 ・扶養している子どもの人数が3人以上の世帯かつ世帯収入500万円(356万円)以内の方 <p>括弧内の金額は事業所得者の場合の所得上限額</p> <p>2023.5月現在 (固定金利・保証料別)</p>	<p>・ 申込期間 1年中受付 (資金が必要となる2～3か月前が目安)</p> <p>・ 貸付期間 必要とする時期</p> <p>入学資金は、入学する月の翌月末まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校・高専・特別支援学校の高等部・大学・短大・大学院(法科大学院・専門職大学院を含む) ・ 専修学校・各種学校(予備校・デザイン学校など) ・ 外国の高校・大学・短大・大学院・語学学校など(修業年限3か月以上) ・ その他職業能力開発校などの教育施設 	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証またはパスポート ・ 世帯全員(納税を含む)が記載された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(原本)いずれも本籍地および個人番号(マイナンバー)は不要 ・ 源泉徴収票または確定申告書(控) ・ 住宅ローン(又は家賃)と公共料金の両方の支払いが確認できる預金通帳等(最近6か月分以上) ・ 連帯保証人による保証を希望の場合 予定連帯保証人の源泉徴収票または確定申告書(控) ・ 入学資金を申し込む場合 合格を確認できる書類(合格通知書、入学許可書など) ・ 在学資金を申し込む場合 在学を確認できる書類(学生証、在学証明書など)と使いみちが確認できる書類(学校案内、授業料納付通知書など) <p>新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お勤めの方 ①収入(または所得)が減少した月と ②前年(または前前年)の同月の収入(または所得)の両方が分かる給与明細書など ・ 事業を営む方 ①売上(または所得)が減少した1か月間(令和2年1月以降のもの)と ②前年(または前前年)の同期の売上(または所得)の両方が分かる帳簿など
<p>銀行</p> <p>例：府指定金融機関であるりそな銀行の「教育ローン」の場合</p> <p>クレジットセンター Tel.0120-25-8156 りそな銀行</p> <p>りそな銀行 <input type="button" value="検索"/></p>	<p>10万円～500万円 (1万円単位)</p> <p>※ 医・歯・薬・獣医学部の就学費用は1,000万円以内(1万円単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時の年齢が満20歳～満66歳未満の方で、最終返済時の年齢が満75歳未満の方 	<p>10年以内 (1年単位) 就学期間内または4年6か月以内は据置</p> <p>※ 医・歯・薬・獣医学部の就学費用は12年以内(1年単位)</p>	<p>2.975%～4.475% (変動金利) 2023.7月現在</p>	<p>・ 貸付時期 年中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・小学校・中学校・高校・高専・大学・短大・大学院・予備校 ・ 専修学校 <p>※ 各種学校を対象とするかは、銀行により異なる</p>	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入証明(申込金額が50万円を超える場合) ・ 本人確認資料 ・ 通帳、届印 ・ 使い道の証明書類 ・ その他必要に応じた書類

<p>近畿労働金庫</p> <p>ろうきん無担保ローン 「ライフエール」</p> <p>https://www.rokin.or.jp</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>お客様センター 0120-191-968</p> <p>近畿ろうきん 検索</p> </div> <p>(ろうきん教育ローン) (カード型)</p>	<p>1,000万円以内 (1万円単位)</p> <p>※ 会員組合員の方は所属労働組合によって融資金額が異なる場合あり</p>	<p>会員組合員 (近畿ろうきんに出資し加入している労働組合などの組合員)</p> <p>生協組合員 (近畿ろうきんに出資し加入している生活協同組合の組合員及び同一生計の家族)</p> <p>一般勤労者 (上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県に居住しているか勤務している方)</p>	<p>最長10年 店頭で返済額を試算いたします。</p> <p>ローンカード利用期間、元金返済期間合わせて20年以内</p> <p>・ローンカード利用期間は在学期間中かつ、7年以内 (ローンカード利用期間終了後は新たな借り入れはできません)</p> <p>・最終返済時年齢は、満76歳未満</p>	<p>固定金利(保証料含む) 2023.4月現在 会員組合員の方 年2.7% 生協組合員の方 年2.9% 一般勤労者の方 年3.2%</p> <p>変動金利(保証料含む) 2023.5月現在 会員組合員の方 年2.7% 生協組合員の方 年2.98% 一般勤労者の方 年3.2%</p> <p>融資金利見直しルール</p> <p>・ローンカード利用期間中(年4回、基準日に融資金利の見直し)</p> <p>・元金返済期間中(年2回、基準日に融資金利の見直し)</p> <p>利率については窓口まで</p> <p>ローンカード利用期間中は1年毎に契約期間を自動更新(更新審査あり)</p>	<p>取扱期間 通期</p>	<p>・幼稚園・小学校・中学校 ・高校・高専・大学・短大・大学院</p> <p>・専門学校 ・各種学校 ・予備校</p>	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途確認書類(入学資金、授業料等) ・給与証明書等 <p>※店頭に説明書をご用意しております。</p>
<p>近畿労働金庫</p> <p>(日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者に対する「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)制度)</p>	<p>最高50万円</p> <p>「決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」の範囲内</p> <p>(入学時に進学先に支払う教育資金(入学金・授業料)が上限)</p> <p>※ 既に納入した場合は対象外</p>	<p>・日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校に進学する奨学金採用候補者で奨学金振込口座を近畿労働金庫に指定できること</p> <p>・近畿労働金庫の取扱地域内に居住又は勤務先のある方の子であること</p> <p>・「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与条件(日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の融資を受けられなかった世帯の学生であること)を、融資申込前に満たしていること</p> <p>※ 日本学生支援機構の決定通知に(『国の教育ローン』の申込必要)と記載がある方のみ</p>	<p>進学後、入学時特別増額貸与奨学金交付時(利息を含め一括返済)</p>	<p>1.80%程度 (固定金利) 2021.9月現在</p>	<p>取扱期間 2022年11月4日から 2023年3月31日まで</p>	<p>・大学・短大・大学院 ・専修学校(専門課程)</p> <p>※ 「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校・対象学科であること</p>	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金採用候補者決定通知 ・合格通知 ・入学時に必要な金額がわかる書類 ・進学先所定の振込用紙等 ・親子関係確認書類(健康保険証又は住民票等) ・本人確認資料 <p>※ (対象者のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 ・『国の教育ローン』が受けられなかったことを確認できる書類
<p>ヒューファイナンスおおさか 一般財団法人 大阪府地域支援人権金融公社 (入学準備資金)</p> <p>直接の申込みは受け付けない 市町村等の相談窓口へ</p> <p>https://www.hf-osaka.jp</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ヒューファイナンスおおさか 検索</p> </div>	<p>○ 高等学校等 60万円以内</p> <p>○ 大学等 100万円以内</p>	<p>・大阪府内に居住し、高校・大学等進学者の保護者または親権者で、府内市町村の教育委員会及び担当相談窓口で事前相談された方</p> <p>・連帯保証人が必要</p>	<p>修学年限以内</p> <p>原則、翌月からの元利均等返済</p>	<p>1.95% (固定金利) 2023.5月現在</p>	<p>・申込期間 随時 ただし、相談日が設定されている</p> <p>・貸付時期 資金が必要となる時まで</p>	<p>・大学・短大 ・専門学校 ・高校</p>	<p>主な提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者と連帯保証人の源泉徴収票など所得を証明する書類 ・入学を確認できる書類 ・資金の使途、金額が確認できる書類 ・大阪府育英会・日本学生支援機構の申込み控え又は採用通知 ・公共料金等の支払いが確認できるもの ・その他

※ 各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関等にお問い合わせください。

☆ 大阪府生活福祉資金 教育支援資金貸付制度についての問合せ先

(堺市内)

名称	所在地	電話/FAX	交通機関
堺市社会福祉協議会	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-1 (堺市総合福祉会館内)	072-222-7666 (F) 072-221-7409	南海高野線 堺東駅

☆堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度についての問合せ先

名称	所在地	電話/FAX	交通機関
堺保健福祉総合センター 子育て支援課	〒590-0078 堺区南瓦町3-1 (堺区役所)	072-222-4800 (F) 072-222-4801	南海高野線 堺東駅
中保健福祉総合センター 子育て支援課	〒599-8236 中区深井沢町2470-7 (中区役所)	072-270-0550 (F) 072-270-8196	泉北高速鉄道 深井駅
東保健福祉総合センター 子育て支援課	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 (東区役所)	072-287-8198 (F) 072-286-6500	南海高野線 萩原天神駅
西保健福祉総合センター 子育て支援課	〒593-8324 西区鳳東町6-600 (西区役所)	072-343-5020 (F) 072-343-5025	JR阪和線 鳳駅 南海バス 西区役所前
南保健福祉総合センター 子育て支援課	〒590-0141 南区桃山台1-1-1 (南区役所)	072-290-1744 (F) 072-296-2822	泉北高速鉄道 梅・美木多駅
北保健福祉総合センター 子育て支援課	〒591-8021 北区新金岡町5-1-4 (北区役所)	072-258-6621 (F) 072-258-6883	大阪メトロ御堂筋線 新金岡駅 南海バス 北区役所前
美原保健福祉総合センター 子育て支援課	〒587-8585 美原区黒山167-1 (美原区役所・本館)	072-341-6411 (F) 072-341-0611	(南海高野線初芝駅から) 南海バス 美原区役所前 (近鉄南大阪線 河内松原駅から) 近鉄バス 美原区役所前

制度等の紹介ホームページ

- 奨学金等制度の詳細を知りたい

大阪府教育庁 教育振興室高等学校課

⇒事業一覧ページ ☆奨学金について

- 公立・私立の高等学校等の情報を見たい

公立高等学校…**大阪府教育委員会**

▷府立高校・府立支援学校に入学希望の方

⇒府立学校検索ナビ（咲くなび）

私立高等学校…**大阪私立中学校高等学校連合会**

⇒大阪の私立高等学校

⇒学校一覧はこちら

- 府内の私立専修学校・各種学校の情報を見たい

一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会

⇒大専各会員校検索

- 入学金・授業料等の詳細を知りたい

府立高等学校…**大阪府教育庁 施設財務課**

⇒事業一覧ページ ☆府立高等学校の授業料と就学支援金について

私立高等学校…**大阪府教育庁 私学課**

⇒事業一覧ページ

⇒私立高校生等に対する授業料支援について

☆授業料等に対する支援について

- 奨学のための給付金の詳細を知りたい

公立高等学校…**大阪府教育庁 施設財務課**

⇒事業一覧ページ ☆大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について

私立高等学校…**大阪府教育庁 私学課**

⇒事業一覧ページ

⇒私立高校生等に対する授業料支援について

☆授業料以外の費用に対する支援について

- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度について知りたい

堺市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

- 生活保護制度について知りたい

堺市生活保護制度について